

時間外労働に関する協定届
休日労働

労働保険番号	26 都道府県	1 所掌	03 管轄	012576 基幹番号	000 扶番号	 被一括事業場番号
法人番号	2130001032655					

様式第9号の2（第18条第1項関係）

事業の種類		事業の名称		事業の所在地（電話番号）		協定の有効期間 【事業場外】					
派遣業		株式会社ティーエム・テックス		(〒 612 - 8362) 京都府京都市伏見区西大手町307-30エイトビル3F		令和 7 年 3 月 11 日 ~ 令和 8 年 3 月 10 日 [年 月 日 ~ 年 月 日]					
				電話 075 (601) 2314							
時間外労働	④ 下記④に該当しない労働者	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	営業	8人	時間 分 時間 分	延長することができる時間数					
			受注の集中、労務管理			1日	1箇月(④については45時間まで、 ⑤については42時間まで)	1年(④については360時間まで、 ⑤については320時間まで)			
								法定労働時間を 超える時間数	法定労働時間を 超える時間数	法定労働時間を 超える時間数	法定労働時間を 超える時間数
								所定労働時間を 超える時間数 (任意)	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	所定労働時間を 超える時間数 (任意)
		給与計算、請求書作成	事務	2人	時間 分 時間 分	8 時間 分	時間 分	45時間 分	時間 分	360時間 分	時間 分
				人	時間 分 時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分
				人	時間 分 時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分
		⑤ 1年単位の変形労働時間制により労働する労働者		人	時間 分 時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分
				人	時間 分 時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分
				人	時間 分 時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分
				人	時間 分 時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分
		休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類 【事業場外】	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日 (任意)		労働させることができる 法定休日の日数		労働させることができる 法定休日における始業 及び終業の時刻	
受注の集中、労務管理	営業		8人	土、日、祝日（企業カレンダー）		1か月		0 時 24 時 0 分 ~ 0 分			
給与計算、請求書作成	事務		2人	土、日、祝日（企業カレンダー）		1か月		0 時 24 時 0 分 ~ 0 分			
						4回					

合計 4回

受付
令和7年2月10日
京都府労働基準監督署
(チェックボックスにチェック)

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。

臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合	業務の種類 〔事業場外〕	労働者数 （満18歳以上の者）	1日 （任意）		1箇月 （時間外労働及び休日労働を合算した時間数。100時間未満に限る。）				1年 （時間外労働のみの時間数。 720時間以内に限る。）		
									起算日 （年月日）	令和 7 年 3 月 11 日	
			延長することができる時間数 法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 （任意）	限度時間を超えて労働させることができる回数 （6回以内に限る。）	延長することができる時間数 及び休日労働の時間数 法定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数	所定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数 （任意）	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率	延長することができる時間数 法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 （任意）	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率
一時的な繁忙期によるクライアント対応の集中、多発した突発的トラブルによる対応	営業	6人	時間 分	時間 分	6回	80時間 0分	時間 分	25 % 60時間超50%	720時間 0分	時間 分	25 %
決算など一時的な業務の集中	事務	2人	時間 分	時間 分	6回	80時間 0分	時間 分	25 % 60時間超50%	720時間 0分	時間 分	25 %
		人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分	%	時間 分	時間 分	%
		人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分	%	時間 分	時間 分	%
		人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分	%	時間 分	時間 分	%
		人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分	%	時間 分	時間 分	%
		人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分	%	時間 分	時間 分	%
		人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分	%	時間 分	時間 分	%
		人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分	%	時間 分	時間 分	%
限度時間を超えて労働させる場合における手続		通告 労働者代表に事前申し入れ									
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置		（該当する番号） ① 労働時間が一定時間を超えた労働者に医師による面接指導を実施すること。 ② 労働基準法第37条第4項に規定する時刻の間において労働させる回数を1箇月について一定回数以内とすること。 ③ 終業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間を確保すること。 ④ 労働者の勤務状況及びその健康状態に応じて、代償休日又は特別な休暇を付与すること。 ⑤ 労働者の勤務状況及びその健康状態に応じて、健康診断を実施すること。 ⑥ 年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得することを含めてその取得を促進すること。 ⑦ 心とからだの健康問題についての相談窓口を設置すること。 ⑧ 労働者の勤務状況及びその健康状態に配慮し、必要な場合には適切な部署に配置転換をすること。 ⑨ 必要に応じて、産業医等による助言・指導を受け、又は労働者に産業医等による保健指導を受けさせること。 ⑩ その他							（具体的内容） 対象労働者に対して医師による面接指導、保健指導を実施。		
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 (チェックボックスに要チェック)											

協定の成立年月日 令和 7 年 2 月 10 日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称
又は労働者の過半数を代表する者の 職名 一般社員
氏名 成廣 恵介
信任投票による選出

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法 （ 投票 ）

○上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。 ☒

○上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であって使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 ☒

令和 7 年 2 月 10 日

使用者 職名 代表取締役
氏名 松岡 敬太

京都市 労働基準監督署長殿

受付
令和 7 年 2 月 10 日
京都市労働基準監督署

様式第9号の2（第16条第1項関係）

時間外労働
休日労働に関する協定届

労働保険番号	26103012576000
	都道府県 所掌 管轄 基幹番号 枝番号 被一括事業場番号
法人番号	2130001032655

事業の種類		事業の名称			事業の所在地（電話番号）				協定の有効期間		
一般労働者派遣		株式会社ティーエム・テックス			(〒612-8362) 京都市伏見区西大手町 307-30 エイトビル 3F (電話番号：075-601-2314)				2025 年 3 月 11 日から 1 年間		
時間外労働		時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満 18 歳以上の者)	所定労働時間 (1 日) (任意)	延長することができる時間数					
						1 日	1 箇月 (①については 45 時間まで、②については 42 時間まで)		1 年 (①については 360 時間まで、②については 320 時間まで)		
						法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)
	① 下記②に該当しない労働者	受注の集中、労務管理	営業	6 人		8 時間		45 時間		360 時間	
		給与計算、請求書作成	事務	2 人		8 時間		45 時間		360 時間	
	② 1 年単位の変形労働時間制により労働する労働者										
	休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由		業務の種類	労働者数 (満 18 歳以上の者)	所定休日 (任意)		労働させることができる 法定休日の日数		労働させることができる法定 休日における始業及び終業の時刻	
受注の集中、労務管理		営業	6 人	土・日・祝日（企業カレンダー）		1 ヶ月に 4 回		0：00～24：00			
給与計算、請求書作成		事務	2 人	土・日・祝日（企業カレンダー）		1 ヶ月に 4 回		0：00～24：00			
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1 箇月について 100 時間未満でなければならず、かつ 2 箇月から 6 箇月までを平均して 80 時間を超過しないこと。 ☒											
(チェックボックスに要チェック)											

受付
令和 7 年 2 月 10 日
京都南労働基準監督署

様式第9号の2（第16条第1項関係）（裏面）

（記載心得）

- 1 「業務の種類」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせる必要のある業務を具体的に記入し、労働基準法第36条第6項第1号の健康上特に有害な業務について協定をした場合には、当該業務を他の業務と区別して記入すること。なお、業務の種類を記入するに当たっては、業務の区分を細分化することにより当該業務の範囲を明確にしなければならないことに留意すること。
- 2 「労働者数（満18歳以上の者）」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせることができる労働者の数を記入すること。
- 3 「延長することができる時間数」の欄の記入に当たっては、次のとおりとすること。時間数は労働基準法第32条から第32条の5まで又は第40条の規定により労働させることができる最長の労働時間（以下「法定労働時間」という。）を超える時間数を記入すること。なお、本欄に記入する時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数が1箇月について100時間以上となつた場合、及び2箇月から6箇月までを平均して80時間を超えた場合には労働基準法違反（同法第119条の規定により6箇月以下の懲役又は30万円以下の罰金）となることに留意すること。
 - （1）「1日」の欄には、法定労働時間を超えて延長することができる時間数であつて、1日についての延長することができる限度となる時間数を記入すること。なお、所定労働時間を超える時間数についても協定する場合においては、所定労働時間を超える時間数を併せて記入することができる。
 - （2）「1箇月」の欄には、法定労働時間を超えて延長することができる時間数であつて、「1年」の欄に記入する「起算日」において定める日から1箇月ごとについての延長することができる限度となる時間数を45時間（対象期間が3箇月を超える1年単位の変形労働時間制により労働する者については、42時間）の範囲内で記入すること。なお、所定労働時間を超える時間数についても協定する場合においては、所定労働時間を超える時間数を併せて記入することができる。
 - （3）「1年」の欄には、法定労働時間を超えて延長することができる時間数であつて、「起算日」において定める日から1年についての延長することができる限度となる時間数を360時間（対象期間が3箇月を超える1年単位の変形労働時間制により労働する者については、320時間）の範囲内で記入すること。なお、所定労働時間を超える時間数についても協定する場合においては、所定労働時間を超える時間数を併せて記入することができる。
- 4 ②の欄は、労働基準法第32条の4の規定による労働時間により労働する労働者（対象期間が3箇月を超える1年単位の変形労働時間制により労働する者に限る。）について記入すること。なお、延長す

ることができる時間の上限は①の欄の労働者よりも短い（1箇月42時間、1年320時間）ことに留意すること。

- 5 「労働させることができる法定休日の日数」の欄には、労働基準法第35条の規定による休日（1週1休又は4週4休であることに留意すること。）に労働させることができる日数を記入すること。
- 6 「労働させることができる法定休日における始業及び終業の時刻」の欄には、労働基準法第35条の規定による休日であつて労働させることができる日の始業及び終業の時刻を記入すること。
- 7 労働基準法第36条第6項第2号及び第3号の要件を遵守する趣旨のチェックボックスについて、「2箇月から6箇月まで」とは、起算日をまたぐケースも含め、連続した2箇月から6箇月までの期間を指すことに留意すること。また、チェックボックスにチェックがない場合には有効な協定とはならないことに留意すること。
- 8 協定については、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合と、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者と協定すること。なお、労働者の過半数を代表する者は、労働基準法施行規則第6条の2第1項の規定により、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて、使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。これらの要件を満たさない場合には、有効な協定とはならないことに留意すること。
- 9 本様式をもつて協定とする場合においても、協定の当事者たる労使双方の合意があることが、協定上明らかとなるような方法により締結するよう留意すること。
- 10 本様式で記入部分が足りない場合は同一様式を使用すること。この場合、必要のある事項のみ記入することで差し支えない。

（備考）

労働基準法施行規則第24条の2第4項の規定により、労働基準法第38条の2第2項の協定（事業場外で従事する業務の遂行に通常必要とされる時間を協定する場合の当該協定）の内容を本様式に付記して届け出る場合においては、事業場外労働の対象業務については他の業務とは区別し、事業場外労働の対象業務である旨を括弧書きした上で、「所定労働時間」の欄には当該業務の遂行に通常必要とされる時間を括弧書きすること。また、「協定の有効期間」の欄には事業場外労働に関する協定の有効期間を括弧書きすること。

受 付

令和 7 年 2 月 10 日

京都南労働基準監督署

時間外労働
休日労働に関する協定届（特別条項）

様式第9号の2（第16条第1項関係）

臨時的に限度時間を超えて労働させることができる 場合	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	1日 (任意)		1箇月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数。100時間未満に限る。)			1年 (時間外労働のみの時間数。 720時間以内に限り。)				
								起算日 (年月日)	2025年3月11日			
			延長することができる時間数	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	限度時間を超えて労働させることができる回数 (6回以内に限り。)	延長することができる時間数及び休日労働の時間数	法定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率	延長することができる時間数	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)
一時的な繁忙期によるクライアント対応の集中、多発した突発的トラブルによる対応	営業	6人				6回	80時間		25% (60時間超 50%)	720時間		25%
決算など一時的な業務の集中	事務	2人				6回	80時間		25% (60時間超 50%)	720時間		25%
限度時間を超えて労働させる場合における手続												
労働者代表に事前申し入れ												
(該当する番号) (具体的内容)												
①、⑨ 対象労働者に対して医師による面接指導、保健指導を実施。												
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置												
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 ☒												
(チェックボックスに要チェック)												

協定の成立年月日 2025年 2月 10日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の職名 一般社員 成廣 恵介

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法 信任投票による選出

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。 ☒

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票（選挙）等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 ☒ (チェックボックスに要チェック)

2024年 2月 10日

京都南 労働基準監督署長殿

使用者 職名 代表取締役 氏名 松岡 敬太

令和7年2月10日

京都南労働基準監督署

様式第9号の2（第16条第1項関係）（裏面）

（記載心得）

1 労働基準法第36条第1項の協定において同条第5項に規定する事項に関する定めを締結した場合における本様式の記入に当たっては、次のとおりとすること。

（1）「臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合」の欄には、当該事業場における通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い臨時的に限度時間を超えて労働させる必要がある場合をできる限り具体的に記入すること。なお、業務の都合上必要な場合、業務上やむを得ない場合等恒常的な長時間労働を招くおそれがあるものを記入することは認められないことに留意すること。

（2）「業務の種類」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせる必要のある業務を具体的に記入し、労働基準法第36条第6項第1号の健康上特に有害な業務について協定をした場合には、当該業務を他の業務と区別して記入すること。なお、業務の種類を記入するに当たっては、業務の区分を細分化することにより当該業務の範囲を明確にしなければならないことに留意すること。

（3）「労働者数（満18歳以上の者）」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせることができる労働者の数を記入すること。

（4）「起算日」の欄には、本様式における「時間外労働・休日労働に関する協定届」の起算日と同じ年月日を記入すること。

（5）「延長することができる時間数及び休日労働の時間数」の欄には、労働基準法第32条から第32条の5まで又は第40条の規定により労働させることができる最長の労働時間（以下「法定労働時間」という。）を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数であつて、「起算日」において定める日から1箇月ごとについての延長することができる限度となる時間数を100時間未満の範囲内で記入すること。なお、所定労働時間を超える時間数についても協定する場合においては、所定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数を併せて記入することができる。

「延長することができる時間数」の欄には、法定労働時間を超えて延長することができる時間数を記入すること。「1年」にあつては、「起算日」において定める日から1年についての延長することができる限度となる時間数を720時間の範囲内で記入すること。なお、所定労働時間を超える時間数についても協定する場合においては、所定労働時間を超える時間数を併せて記入することができる。

なお、これらの欄に記入する時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数が1箇月について100時間以上となつた場合、及び2箇月から6箇月までを平均して80時間を超えた場合には労働基準法違反（同法第119条の規定により6箇月以下の懲役又は30万円以下の罰金）となることに留意すること。

（6）「限度時間を超えて労働させることができる回数」の欄には、限度時間（1箇月45時間（対象期間が3箇月を超える1年単位の変形労働時間制により労働する者については、42時間））を超えて

労働させることができる回数を6回の範囲内で記入すること。

（7）「限度時間を超えた労働に係る割増賃金率」の欄には、限度時間を超える時間外労働に係る割増賃金の率を記入すること。なお、当該割増賃金率は、法定割増賃金率を超える率とするよう努めること。

（8）「限度時間を超えて労働させる場合における手続」の欄には、協定の締結当事者間の手続として、「協議」、「通告」等具体的な内容を記入すること。

（9）「限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置」の欄には、以下の番号を「（該当する番号）」に選択して記入した上で、その具体的内容を「（具体的内容）」に記入すること。

① 労働時間が一定時間を超えた労働者に医師による面接指導を実施すること。

② 労働基準法第37条第4項に規定する時刻の間において労働させる回数を1箇月について一定回数以内とすること。

③ 終業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間を確保すること。

④ 労働者の勤務状況及びその健康状態に応じて、代償休日又は特別な休暇を付与すること。

⑤ 労働者の勤務状況及びその健康状態に応じて、健康診断を実施すること。

⑥ 年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得することを含めてその取得を促進すること。

⑦ 心とからだの健康問題についての相談窓口を設置すること。

⑧ 労働者の勤務状況及びその健康状態に配慮し、必要な場合には適切な部署に配置転換をすること。

⑨ 必要に応じて、産業医等による助言・指導を受け、又は労働者に産業医等による保健指導を受けさせること。

⑩ その他

2 労働基準法第36条第6項第2号及び第3号の要件を遵守する趣旨のチェックボックスについて、「2箇月から6箇月まで」とは、起算日をまたぐケースも含め、連続した2箇月から6箇月までの期間を指すことに留意すること。また、チェックボックスにチェックがない場合には有効な協定とはならないことに留意すること。

3 協定については、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合と、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者と協定すること。なお、労働者の過半数を代表する者は、労働基準法施行規則第6条の2第1項の規定により、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて、使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。これらの要件を満たさない場合には、有効な協定とはならないことに留意すること。また、これらの要件を満たしていても、当該要件に係るチェックボックスにチェックがない場合には、届出の形式上の要件に適合していないことに留意すること。

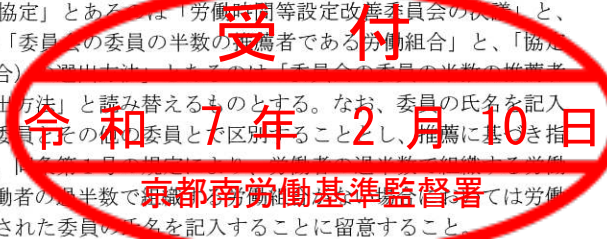
4 本様式をもつて協定とする場合においても、協定の当事者たる労使双方の合意があることが、協定上明らかとなるような方法により締結するよう留意すること。

5 本様式で記入部分が足りない場合は同一様式を使用すること。この場合、必要のある事項のみ記入することで差し支えない。

（備考）

1 労働基準法第38条の4第5項の規定により、労使委員会が設置されている事業場において、本様式を労使委員会の決議として届け出る場合においては、委員の5分の4以上の多数による議決により行われたものである旨、委員会の委員数、委員の氏名を記入した用紙を別途提出することとし、本様式中「協定」とあるのは「労使委員会の決議」と、「協定の当事者である労働組合」とあるのは「委員会の委員の半数について任期を定めて指名した労働組合」と、「協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法」とあるのは「委員会の委員の半数について任期を定めて指名した者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法」と読み替えるものとする。なお、委員の氏名を記入するに当たっては、任期を定めて指名された委員とその他の委員とで区別することとし、任期を定めて指名された委員の氏名を記入するに当たっては、同条第2項第1号の規定により、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者に任期を定めて指名された委員の氏名を記入することに留意すること。

2 労働時間等の設定の改善に関する特別措置法第7条の規定により、労働時間等設定改善委員会が設置されている事業場において、本様式を労働時間等設定改善委員会の決議として届け出る場合においては、委員の5分の4以上の多数による議決により行われたものである旨、委員会の委員数、委員の氏名を記入した用紙を別途提出することとし、本様式中「協定」とあるのは「労働時間等設定改善委員会の決議」と、「協定の当事者である労働組合」とあるのは「委員会の委員の半数を推薦者である労働組合」と、「協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法」とあるのは「委員会委員の半数を推薦する者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法」と読み替えるものとする。なお、委員の氏名を記入するに当たっては、推薦に基づき指名された委員とその他の委員とで区別することとし、推薦に基づき指名された委員の氏名を記入するに当たっては、同条第1号の規定により、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者の推薦に基づき指名された委員の氏名を記入することに留意すること。



時間外労働に関する協定届
休日労働

労働保険番号

26
都道府県

1
所掌

03
管轄

019229
基幹番号

000
扶番号

被一括事業場番号

法人番号

2130001032655

様式第9号の2（第18条第1項関係）

事業の種類		事業の名称		事業の所在地（電話番号）		協定の有効期間 【事業場外】						
派遣業		株式会社ティーエム・テックス スタッフ事業部		(〒 612 - 8362) 京都府京都市伏見区西大手町307-30イトビル3F		令和 7 年 3 月 11 日 ~ 令和 8 年 3 月 10 日 [年 月 日 ~ 年 月 日]						
				電話 075 (601) 2314								
時間外労働	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類 【事業場外】	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	延長することができる時間数							
					1日		1箇月(①については45時間まで、 ②については42時間まで)		1年(①については360時間まで、 ②については320時間まで) 起算日 令和 7 年 3 月 11 日 (年月日)			
					法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)		
					時間 分 時間 分	8 時間 分	時間 分	45 時間 分	時間 分	360 時間 分	時間 分	
	① 下記②に該当しない労働者	派遣先企業における納期遵守、その他突発業務の対応	物の製造・運搬、倉庫作業、清掃等の経作業、事務	270 人	[時間 分]	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	
						時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	
						時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	
						時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	
	② 1年単位の変形労働時間制により労働する労働者	派遣先企業における納期遵守、その他突発業務の対応	物の製造・運搬、倉庫作業、清掃等の経作業、事務	人	[時間 分]	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	
						時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	
						時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	
						時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	
② 1年単位の変形労働時間制により労働する労働者	派遣先企業における納期遵守、その他突発業務の対応	物の製造・運搬、倉庫作業、清掃等の経作業、事務	人	[時間 分]	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分		
					時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分		
					時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分		
					時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分		
② 1年単位の変形労働時間制により労働する労働者	派遣先企業における納期遵守、その他突発業務の対応	物の製造・運搬、倉庫作業、清掃等の経作業、事務	人	[時間 分]	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分		
					時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分		
					時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分		
					時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分		
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類 【事業場外】	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日 (任意)	労働させることができる 法定休日の日数		労働させることができる 法定休日における始業 及び終業の時刻					
					その他		1か月		0 時 24 時 0 分 ~ 0 分			
					土・日・祝（企業カレンダー）		4回					
					回		時 分 ~ 時 分					

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。

令和 7 年 2 月 10 日

京都府労働基準監督署

(チェックボックスにチェック)

臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合	業務の種類 〔事業場外〕	労働者数 （満18歳以上の者）	1日 （任意）		1箇月 （時間外労働及び休日労働を合算した時間数。100時間未満に限る。）				1年 （時間外労働のみの時間数。720時間以内に限る。）		
									起算日 （年月日）	令和 7 年 3 月 11 日	
			延長することができる時間数 法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 （任意）	限度時間を超えて労働させることができる回数 （6回以内に限る。）	延長することができる時間数 及び休日労働の時間数 法定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数	所定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数 （任意）	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率	延長することができる時間数 法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 （任意）	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率
一時的な受注の集中、突発的なトラブル対応	物の製造・運搬、倉庫作業清掃等の軽作業、事務	270 人	時間 分	時間 分	6 回	80 時間 0 分	時間 分	25 % 60時間超50%	720 時間 0 分	時間 分	25 %
		人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分	%	時間 分	時間 分	%
		人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分	%	時間 分	時間 分	%
		人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分	%	時間 分	時間 分	%
		人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分	%	時間 分	時間 分	%
		人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分	%	時間 分	時間 分	%
		人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分	%	時間 分	時間 分	%
		人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分	%	時間 分	時間 分	%
限度時間を超えて労働させる場合における手続		通告 労働者代表に事前申し入れ									
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置		（該当する番号） ① 労働時間が一定時間を超えた労働者に医師による面接指導を実施すること。 ② 労働基準法第37条第4項に規定する時刻の間において労働させる回数を1箇月について一定回数以内とすること。 ③ 終業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間を確保すること。 ④ 労働者の勤務状況及びその健康状態に応じて、代償休日又は特別な休暇を付与すること。 ⑤ 労働者の勤務状況及びその健康状態に応じて、健康診断を実施すること。 ⑥ 年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得することを含めてその取得を促進すること。 ⑦ 心とからだの健康問題についての相談窓口を設置すること。 ⑧ 労働者の勤務状況及びその健康状態に配慮し、必要な場合には適切な部署に配置転換をすること。 ⑨ 必要に応じて、産業医等による助言・指導を受け、又は労働者に産業医等による保健指導を受けさせること。 ⑩ その他							（具体的内容） 対象労働者に対して医師による面接指導、保健指導を実施。		
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 (チェックボックスに要チェック)											

協定の成立年月日 令和 7 年 2 月 10 日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称

又は労働者の過半数を代表する者の 職名 一般社員
氏名 成廣 恵介
信任投票による選出

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法 （ 投票 ）

○上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。 ☒

○上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であって使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 ☒

令和 7 年 2 月 10 日

使用者 職名 代表取締役
氏名 松岡 敬太

京都市 労働基準監督署長殿

受付
令和 7 年 2 月 10 日
京都市労働基準監督署

時間外労働
休日労働に関する協定届

労働保険番号	26103019229000
法人番号	2130001032655

様式第9号の2（第16条第1項関係）

事業の種類		事業の名称		事業の所在地（電話番号）				協定の有効期間		
労働者派遣		株式会社ティーエム・テックス スタッフ事業部		(〒612—8362) 京都市伏見区西大手町 307-30 エイトビル 3F (電話番号：075－601－2314)				2025 年 3 月 11 日から 1 年間		
時間外労働		時間外労働をさせる 必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満 18 歳 以上の者)	所定労働時間 (1 日) (任意)	延長することができる時間数				
						1 日	1 箇月 (①については 45 時間まで、 ②については 42 時間まで)	1 年 (①については 360 時間まで、 ②については 320 時間まで)		
									起算日 (年月日)	2025 年 3 月 11 日
	休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由		業務の種類	労働者数 (満 18 歳 以上の者)	所定休日 (任意)		労働させることができる 法 定 休 日 の 日 数		労働させることができる法定 休日における始業及び終業の時刻
派遣先企業における納期遵守。その他突発業務の対応		物の製造・運搬、倉庫作業、 清掃等の軽作業、事務	270 人	土・日・祝（企業カレンダー）		1 ヶ月に 4 回		0：00～24：00		

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1 箇月について 100 時間未満でなければならない、かつ 2 箇月から 6 箇月までを平均して 80 時間を超過しないこと。☒

(チェックボックスに要チェック)

受付
令和 7 年 2 月 10 日
京都南労働基準監督署

様式第9号の2（第16条第1項関係）（裏面）

（記載心得）

- 1 「業務の種類」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせる必要のある業務を具体的に記入し、労働基準法第36条第6項第1号の健康上特に有害な業務について協定をした場合には、当該業務を他の業務と区別して記入すること。なお、業務の種類を記入するに当たっては、業務の区分を細分化することにより当該業務の範囲を明確にしなければならないことに留意すること。
- 2 「労働者数（満18歳以上の者）」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせることができる労働者の数を記入すること。
- 3 「延長することができる時間数」の欄の記入に当たっては、次のとおりとすること。時間数は労働基準法第32条から第32条の5まで又は第40条の規定により労働させることができる最長の労働時間（以下「法定労働時間」という。）を超える時間数を記入すること。なお、本欄に記入する時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数が1箇月について100時間以上となつた場合、及び2箇月から6箇月までを平均して80時間を超えた場合には労働基準法違反（同法第119条の規定により6箇月以下の懲役又は30万円以下の罰金）となることに留意すること。
 - （1）「1日」の欄には、法定労働時間を超えて延長することができる時間数であつて、1日についての延長することができる限度となる時間数を記入すること。なお、所定労働時間を超える時間数についても協定する場合においては、所定労働時間を超える時間数を併せて記入することができる。
 - （2）「1箇月」の欄には、法定労働時間を超えて延長することができる時間数であつて、「1年」の欄に記入する「起算日」において定める日から1箇月ごとについての延長することができる限度となる時間数を45時間（対象期間が3箇月を超える1年単位の変形労働時間制により労働する者については、42時間）の範囲内で記入すること。なお、所定労働時間を超える時間数についても協定する場合においては、所定労働時間を超える時間数を併せて記入することができる。
 - （3）「1年」の欄には、法定労働時間を超えて延長することができる時間数であつて、「起算日」において定める日から1年についての延長することができる限度となる時間数を360時間（対象期間が3箇月を超える1年単位の変形労働時間制により労働する者については、320時間）の範囲内で記入すること。なお、所定労働時間を超える時間数についても協定する場合においては、所定労働時間を超える時間数を併せて記入することができる。

- 4 ②の欄は、労働基準法第32条の4の規定による労働時間により労働する労働者（対象期間が3箇月を超える1年単位の変形労働時間制により労働する者に限る。）について記入すること。なお、延長することができる時間の上限は①の欄の労働者よりも短い（1箇月42時間、1年320時間）ことに留意すること。
- 5 「労働させることができる法定休日の日数」の欄には、労働基準法第35条の規定による休日（1週1休又は4週4休であることに留意すること。）に労働させることができる日数を記入すること。
- 6 「労働させることができる法定休日における始業及び終業の時刻」の欄には、労働基準法第35条の規定による休日であつて労働させることができる日の始業及び終業の時刻を記入すること。
- 7 労働基準法第36条第6項第2号及び第3号の要件を遵守する趣旨のチェックボックスについて、「2箇月から6箇月まで」とは、起算日をまたぐケースも含め、連続した2箇月から6箇月までの期間を指すことに留意すること。また、チェックボックスにチェックがない場合には有効な協定とはならないことに留意すること。
- 8 協定については、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合と、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者と協定すること。なお、労働者の過半数を代表する者は、労働基準法施行規則第6条の2第1項の規定により、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて、使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。これらの要件を満たさない場合には、有効な協定とはならないことに留意すること。
- 9 本様式をもつて協定とする場合においても、協定の当事者たる労使双方の合意があることが、協定上明らかとなるような方法により締結するよう留意すること。
- 10 本様式で記入部分が足りない場合は同一様式を使用すること。この場合、必要のある事項のみ記入することで差し支えない。

（備考）

労働基準法施行規則第24条の2第4項の規定により、労働基準法第38条の2第2項の協定（事業場外で従事する業務の遂行に通常必要とされる時間を協定する場合の当該協定）の内容を本様式に付記して届け出る場合においては、事業場外労働の対象業務については他の業務とは区別し、事業場外労働の対象業務である旨を括弧書きした上で、「所定労働時間」の欄には当該業務の遂行に通常必要とされる時間を括弧書きすること。また、「協定の有効期間」の欄には事業場外労働に関する協定の有効期間を括弧書きすること。

受付

令和7年2月10日

京都南労働基準監督署

時間外労働
休日労働に関する協定届（特別条項）

様式第9号の2（第16条第1項関係）

臨時的に限度時間を超えて労働させることができる 場合	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	1日 (任意)		1箇月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数。100時間未満に限る。)			1年 (時間外労働のみの時間数。 720時間以内に限り。)		
								起算日 (年月日)	2025年3月11日	
			延長することができる時間数	法定労働時間を超える時間数	限度時間を超えて労働させることができる回数 (6回以内に限り。)	延長することができる時間数及び休日労働の時間数	法定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率	延長することができる時間数	法定労働時間を超える時間数
一時的な受注の集中、突発的なトラブル対応	物の製造・運搬、倉庫作業、清掃等の軽作業、事務	270人			6回	80時間		25% (60時間超50%)	720時間	25%
限度時間を超えて労働させる場合における手続		労働者代表に事前申し入れ								
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置		(該当する番号) ①、⑨	(具体的内容) 対象労働者に対して医師による面接指導、保健指導を実施。							
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 ☒ (チェックボックスに要チェック)										

協定の成立年月日 2025年 2月 10日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の

職名
氏名

一般社員
成廣 恵介



協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（ 信任投票による選出

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表すること。☒

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、手等の方法による

手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。☒（チェックボックスに要チェック）

2025年 2月 10日

使用者

職名 代表取締役
氏名 松岡 敬太



令和 7 年 2 月 10 日

京都南労働基準監督署

京都南 労働基準監督署長殿

様式第9号の2（第16条第1項関係）（裏面）
（記載心得）

1 労働基準法第36条第1項の協定において同条第5項に規定する事項に関する定めを締結した場合における本様式の記入に当たっては、次のとおりとすること。

（1）「臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合」の欄には、当該事業場における通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い臨時的に限度時間を超えて労働させる必要がある場合をできる限り具体的に記入すること。なお、業務の都合上必要な場合、業務上やむを得ない場合等恒常的な長時間労働を招くおそれがあるものを記入することは認められないことに留意すること。

（2）「業務の種類」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせる必要のある業務を具体的に記入し、労働基準法第36条第6項第1号の健康上特に有害な業務について協定をした場合には、当該業務を他の業務と区別して記入すること。なお、業務の種類を記入するに当たっては、業務の区分を細分化することにより当該業務の範囲を明確にしなければならないことに留意すること。

（3）「労働者数（満18歳以上の者）」の欄には、時間外労働又は休日労働をさせることができる労働者の数を記入すること。

（4）「起算日」の欄には、本様式における「時間外労働・休日労働に関する協定届」の起算日と同じ年月日を記入すること。

（5）「延長することができる時間数及び休日労働の時間数」の欄には、労働基準法第32条から第32条の5まで又は第40条の規定により労働させることができる最長の労働時間（以下「法定労働時間」という。）を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数であつて、「起算日」において定める日から1箇月ごとについての延長することができる限度となる時間数を100時間未満の範囲内で記入すること。なお、所定労働時間を超える時間数についても協定する場合においては、所定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数を併せて記入することができる。

「延長することができる時間数」の欄には、法定労働時間を超えて延長することができる時間数を記入すること。「1年」にあつては、「起算日」において定める日から1年についての延長することができる限度となる時間数を720時間の範囲内で記入すること。なお、所定労働時間を超える時間数についても協定する場合においては、所定労働時間を超える時間数を併せて記入することができる。

なお、これらの欄に記入する時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数が1箇月について100時間以上となつた場合、及び2箇月から6箇月までを平均して80時間を超えた場合には労働基準法違反（同法第119条の規定により6箇月以下の懲役又は30万円以下の罰金）となることに留意すること。

（6）「限度時間を超えて労働させることができる回数」の欄には、限度時間（1箇月45時間（対象期間が3箇月を超える1年単位の変形労働時間制により労働する者については、42時間））を超えて労働させることができる回数を6回の範囲内で記入すること。

（7）「限度時間を超えた労働に係る割増賃金率」の欄には、限度時間を超える時間外労働に係る割増賃金の率を記入すること。なお、当該割増賃金率は、法定割増賃金率を超える率とするよう努めること。

（8）「限度時間を超えて労働させる場合における手続」の欄には、協定の締結当事者間の手続として、「協議」、「通告」等具体的な内容を記入すること。

（9）「限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置」の欄には、以下の番号を「（該当する番号）」に選択して記入した上で、その具体的内容を「（具体的内容）」に記入すること。

① 労働時間が一定時間を超えた労働者に医師による面接指導を実施すること。

② 労働基準法第37条第4項に規定する時刻の間において労働させる回数を1箇月について一定回数以内とすること。

③ 終業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間を確保すること。

④ 労働者の勤務状況及びその健康状態に応じて、代償休日又は特別な休暇を付与すること。

⑤ 労働者の勤務状況及びその健康状態に応じて、健康診断を実施すること。

⑥ 年次有給休暇についてまとめた日数連続して取得することを含めてその取得を促進すること。

⑦ 心とからだの健康問題についての相談窓口を設置すること。

⑧ 労働者の勤務状況及びその健康状態に配慮し、必要な場合には適切な部署に配置転換をすること。

⑨ 必要に応じて、産業医等による助言・指導を受け、又は労働者に産業医等による保健指導を受けさせること。

⑩ その他

2 労働基準法第36条第6項第2号及び第3号の要件を遵守する趣旨のチェックボックスについて、「2箇月から6箇月まで」とは、起算日をまたぐケースも含め、連続した2箇月から6箇月までの期間を指すことに留意すること。また、チェックボックスにチェックがない場合には有効な協定とはならないことに留意すること。

3 協定については、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合と、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者と協定すること。なお、労働者の過半数を代表する者は、労働基準法施行規則第6条の2第1項の規定により、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて、使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。これらの要件を満たさない場合には、有効な協定とはならないことに留意すること。また、これらの要件を満たしていても、当該要件に係るチェックボックスにチェックがない場合には、届出の形式上の要件に適合していないことに留意すること。

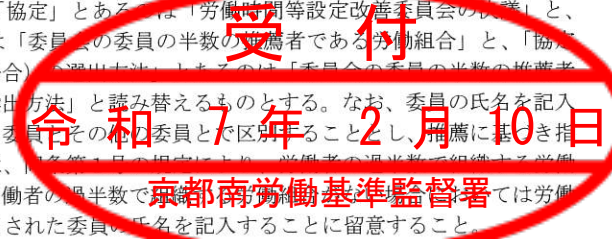
4 本様式をもつて協定とする場合においても、協定の当事者たる労使双方の合意があることが、協定上明らかとなるような方法により締結するよう留意すること。

5 本様式で記入部分が足りない場合は同一様式を使用すること。この場合、必要のある事項のみ記入することで差し支えない。

（備考）

1 労働基準法第38条の4第5項の規定により、労使委員会が設置されている事業場において、本様式を労使委員会の決議として届け出る場合においては、委員の5分の4以上の多数による議決により行われたものである旨、委員会の委員数、委員の氏名を記入した用紙を別途提出することとし、本様式中「協定」とあるのは「労使委員会の決議」と、「協定の当事者である労働組合」とあるのは「委員会の委員の半数について任期を定めて指名した労働組合」と、「協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法」とあるのは「委員会の委員の半数について任期を定めて指名した者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法」と読み替えるものとする。なお、委員の氏名を記入するに当たっては、任期を定めて指名された委員とその他の委員とで区別することとし、任期を定めて指名された委員の氏名を記入するに当たっては、同条第2項第1号の規定により、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者に任期を定めて指名された委員の氏名を記入することに留意すること。

2 労働時間等の設定の改善に関する特別措置法第7条の規定により、労働時間等設定改善委員会が設置されている事業場において、本様式を労働時間等設定改善委員会の決議として届け出る場合においては、委員の5分の4以上の多数による議決により行われたものである旨、委員会の委員数、委員の氏名を記入した用紙を別途提出することとし、本様式中「協定」とあるのは「労働時間等設定改善委員会の決議」と、「協定の当事者である労働組合」とあるのは「委員会の委員の半数を推薦する労働組合」と、「協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法」とあるのは「委員会の委員の半数を推薦する労働者の過半数を代表する者の場合」の選出方法」と読み替えるものとする。なお、委員の氏名を記入するに当たっては、推薦に基づき指名された委員とその他の委員とで区別することとし、推薦に基づき指名された委員の氏名を記入するに当たっては、同条第1号の規定により、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者の推薦に基づき指名された委員の氏名を記入することに留意すること。



時間外労働に関する協定届
休日労働

労働保険番号	29 都道府県	1 所掌	01 管轄	017949 基幹番号	000 扶番号	
	被一括事業場番号					
法人番号	2130001032655					

様式第9号の2（第18条第1項関係）

事業の種類		事業の名称		事業の所在地（電話番号）		協定の有効期間 【事業場外】					
派遣業		株式会社ティーエム・テックス 奈良オフィス		(〒 639 - 1123) 奈良県大和郡山市筒井町722-4モトビル2F		令和 7 年 3 月 11 日 ~ 令和 8 年 3 月 10 日 [年 月 日 ~ 年 月 日]					
労働者派遣事業				電話 0743 (23) 1770							
時間外労働	① 下記②に該当しない労働者	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類 【事業場外】	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	延長することができる時間数					
						1日	1箇月(①については45時間まで、 ②については42時間まで)		1年(①については360時間まで、 ②については320時間まで)		
						法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)
	② 1年単位の変形労働時間制により労働する労働者	受注の集中、労務管理	営業	3人	時間 分 [時間 分]	8 時間 分	時間 分	45 時間 分	時間 分	360 時間 分	時間 分
		給与計算、請求書作成	事務	1人	時間 分 [時間 分]	8 時間 分	時間 分	45 時間 分	時間 分	360 時間 分	時間 分
				人	時間 分 [時間 分]	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分
				人	時間 分 [時間 分]	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分
				人	時間 分 [時間 分]	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分
				人	時間 分 [時間 分]	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類 【事業場外】	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日 (任意)		労働させることができる 法定休日の日数		労働させることができる 法定休日における始業 及び終業の時刻			
	受注の集中、労務管理	営業	3人			1か月		0 時 24 時 0 分 ~ 0 分			
	給与計算、請求書作成	事務	1人			1か月		0 時 24 時 0 分 ~ 0 分			
						4回					

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。
(チェックボックスにチェック)

受付
令和7年2月28日
奈良労働基準監督署

臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合	業務の種類 〔事業場外〕	労働者数 (満18歳以上の者)	1日 (任意)		1箇月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数。100時間未満に限る。)				1年 (時間外労働のみの時間数。720時間以内に限る。)		
									起算日 (年月日)	令和 7 年 3 月 11 日	
			延長することができる時間数 法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	限度時間を超えて労働させることができる回数 (6回以内に限る。)	延長することができる時間数及び休日労働の時間数 法定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数	所定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数 (任意)	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率	延長することができる時間数 法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率
一時的な受注の集中、突発的なトラブル対応	営業	3人	時間 分	時間 分	6回	80時間 0分	時間 分	25% 60時間超50%	720時間 0分	時間 分	25%
請求書作成や決算など一時的な業務の集中	事務	1人	時間 分	時間 分	6回	80時間 0分	時間 分	25% 60時間超50%	720時間 0分	時間 分	25%
		人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分	%	時間 分	時間 分	%
		人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分	%	時間 分	時間 分	%
		人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分	%	時間 分	時間 分	%
		人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分	%	時間 分	時間 分	%
		人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分	%	時間 分	時間 分	%
		人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分	%	時間 分	時間 分	%
		人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分	%	時間 分	時間 分	%
限度時間を超えて労働させる場合における手続		通告 労働者代表に事前通知									
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置		(該当する番号) ① 労働時間が一定時間を超えた労働者に医師による面接指導を実施すること。 ② 労働基準法第37条第4項に規定する時刻の間において労働させる回数を1箇月について一定回数以内とすること。 ③ 終業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間を確保すること。 ④ 労働者の勤務状況及びその健康状態に応じて、代償休日又は特別な休暇を付与すること。 ⑤ 労働者の勤務状況及びその健康状態に応じて、健康診断を実施すること。 ⑥ 年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得することを含めてその取得を促進すること。 ⑦ 心とからだの健康問題についての相談窓口を設置すること。 ⑧ 労働者の勤務状況及びその健康状態に配慮し、必要な場合には適切な部署に配置転換をすること。 ⑨ 必要に応じて、産業医等による助言・指導を受け、又は労働者に産業医等による保健指導を受けさせること。 ⑩ その他							(具体的内容) 対象労働者に対して医師による面接指導、保健指導を実施。		
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 (チェックボックスに要チェック)											

協定の成立年月日 令和 7 年 2 月 27 日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称

又は労働者の過半数を代表する者の 職名 営業社員
氏名 太田 浩文

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法 (投票 信任投票による選出)

○上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。 ☒

○上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であって使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 ☒

令和 7 年 2 月 27 日

使用者 職名 代表取締役
氏名 松岡 敬太
奈良労働基準監督署長殿

受付
令和 7 年 2 月 28 日
奈良労働基準監督署

時間外労働
休日労働に関する協定届

労働保険番号	2910101794000
法人番号	2130001031659

様式第9号の2(第16条第1項関係)

事業の種類		事業の名称			事業の所在地(電話番号)				協定の有効期間		
労働者派遣事業		株式会社ティーエム・テックス 奈良オフィス			〒 639-1123 奈良県大和郡山市筒井町722-4 モトビル2F 電話番号： 0743-23-1770				2025年3月11日		
時間外労働		時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	延長することができる時間数					
						1日		1箇月(①は45時間まで、 ②は42時間まで)		1年(①は360時間まで、 ②は320時間まで)	
						法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間 を超える時間 数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間 を超える時間 数 (任意)	法定労働時間 を超える時間 数	所定労働時間 を超える時間 数 (任意)
						起算日 (年月日)	2025年3月11日	起算日 (年月日)	2025年3月11日		
	① 下記②に該当 しない労働者	受注の集中・労務管理	営業	3名	8時間		45時間		360時間		
		給与計算・請求書作成	事務	1名	8時間		45時間		360時間		
	② 1年単位の 変形労働時間制に より労働する労働者										
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由		業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日 (任意)		労働させることができる 法定休日の日数		労働させることができる法定 休日における始業及び終業の 時刻		
	受注の集中・労務管理		営業	3名			1ヶ月に4回		0:00~24:00		
	給与計算・請求書作成		事務	1名			1ヶ月に4回		0:00~24:00		
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。											

☒ (チェックボックスに要チェック)



時間外労働
休日労働に関する協定届(特別条項)

様式第9号の2(第16条第1項関係)

臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	1日 (任意)		1箇月(時間外労働及び休日労働を合算した時間数。 100時間未満に限る。)			1年(時間外労働のみの時間数。720時間以内に限る。)		
								起算日 (年月日)		
								2025年3月1日		
			延長することができる時間数	限度時間を超えて労働させることができる回数(6回以内に限る。)	延長することができる時間数及び休日労働の時間数		限度時間を超えた労働に係る割増賃金率	延長することができる時間数		限度時間を超えた労働に係る割増賃金率
			法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	法定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数			法定労働時間を超える時間数		所定労働時間を超える時間数 (任意)
一時的な受注の集中、突発的なトラブル対応	営業	3名	8時間		6回	80時間		25%(60時間超50%)	720時間	25%
請求書作成や決算など一時的な業務の集中	事務	1名	8時間		6回	80時間		25%(60時間超50%)	720時間	25%
限度時間を超えて労働させる場合における 手続		労働者代表への通知								
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置		(該当する番号)	(具体的内容)							
		①、④	対象労働者に対して産業医による面接指導,保険指導を実施。							
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。										

☒ (チェックボックスに要チェック)

協定の成立年月日 2025年2月27日

協定の当事者である労働組合(事業場の労働者の過半数で組織する労働組合)の名称又は労働者の過半数を代表する者の
職名 営業
氏名 太田 浩文

協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法 (信任投票による選出)

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。 ☒ (チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法により手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 ☒ (チェックボックスに要チェック)

2025年2月27日

使用者 職名 代表取締役
氏名 松岡 敬太

奈良 労働基準監督署長殿

時間外労働に関する協定届
休日労働

労働保険番号	29 都道府県	1 所掌	01 管轄	017949 基幹番号	000 扶番号	
	被一括事業場番号					
法人番号	2130001032655					

様式第9号の2（第18条第1項関係）

事業の種類		事業の名称		事業の所在地（電話番号）		協定の有効期間 〔事業場外〕					
派遣業		株式会社ティーエム・テックス スタッフ事業部 奈良オフィス		(〒 639 - 1123) 奈良県大和郡山市筒井町722-4モトビル2F		令和 7 年 3 月 11 日 ~ 令和 8 年 3 月 10 日 [年 月 日 ~ 年 月 日]					
労働者派遣事業				電話 0743 (23) 1770							
時間外労働	① 下記②に該当しない労働者	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類 〔事業場外〕	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	延長することができる時間数					
						1日	1箇月(①については45時間まで、 ②については42時間まで)		1年(①については360時間まで、 ②については320時間まで)		
						法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)
	② 1年単位の変形労働時間制により労働する労働者										
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類 〔事業場外〕	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日 (任意)		労働させることができる 法定休日の日数		労働させることができる 法定休日における始業 及び終業の時刻			
						1か月		0 時 24 時 0 分 ~ 0 分			
						4回					
						回		時 時 分 ~ 分			
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 (チェックボックスにチェック)											

受付
令和7年3月3日
奈良労働基準監督署

臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合	業務の種類 〔事業場外〕	労働者数 （満18歳以上の者）	1日 （任意）		1箇月 （時間外労働及び休日労働を合算した時間数。100時間未満に限る。）			1年 （時間外労働のみの時間数。720時間以内に限る。）			
								起算日 （年月日）	令和 7 年 3 月 11 日		
			延長することができる時間数 法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 （任意）	限度時間を超えて労働させることができる回数 （6回以内に限る。）	延長することができる時間数 及び休日労働の時間数 法定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数	所定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数 （任意）	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率	延長することができる時間数 法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 （任意）	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率
一時的な受注の集中、納期の集中、突発的なトラブル対応	一般事務職、物の製造業務	75 人	8 時間 分	時間 分	6 回	80 時間 0 分	時間 分	25 % 60時間超50%	720 時間 0 分	時間 分	25 %
		人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分	%	時間 分	時間 分	%
		人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分	%	時間 分	時間 分	%
		人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分	%	時間 分	時間 分	%
		人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分	%	時間 分	時間 分	%
		人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分	%	時間 分	時間 分	%
		人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分	%	時間 分	時間 分	%
		人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分	%	時間 分	時間 分	%
		人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分	%	時間 分	時間 分	%
限度時間を超えて労働させる場合における手続		通告 労働者代表に事前通知									
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置		（該当する番号） ① 労働時間が一定時間を超えた労働者に医師による面接指導を実施すること。 ② 労働基準法第37条第4項に規定する時刻の間において労働させる回数を1箇月について一定回数以内とすること。 ③ 終業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間を確保すること。 ④ 労働者の勤務状況及びその健康状態に応じて、代償休日又は特別な休暇を付与すること。 ⑤ 労働者の勤務状況及びその健康状態に応じて、健康診断を実施すること。 ⑥ 年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得することを含めてその取得を促進すること。 ⑦ 心とからだの健康問題についての相談窓口を設置すること。 ⑧ 労働者の勤務状況及びその健康状態に配慮し、必要な場合には適切な部署に配置転換をすること。 ⑨ 必要に応じて、産業医等による助言・指導を受け、又は労働者に産業医等による保健指導を受けさせること。 ⑩ その他							（具体的内容） 対象労働者に対して医師による面接指導、保健指導を実施。		
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 （チェックボックスに要チェック）											

協定の成立年月日 令和 7 年 2 月 27 日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称
又は労働者の過半数を代表する者の 職 名 営業
氏 名 太田 浩文

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法 （ 投票 信任投票による選出 ）

○上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。 ☒

○上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であって使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 ☒

令和 7 年 2 月 27 日

使用者 職 名 代表取締役
氏 名 松岡 敬太

奈良労働基準監督署長殿

受付
令和 7 年 3 月 3 日
奈良労働基準監督署

時間外労働
休日労働に関する協定届

労働保険番号	29101017949000
法人番号	213000103659

様式第9号の2(第16条第1項関係)

事業の種類		事業の名称			事業の所在地(電話番号)				協定の有効期間		
労働者派遣事業		株式会社ティーエム・テックス 奈良オフィス スタッフ事業部			〒 639-1123 奈良県大和郡山市筒井町722-4 モトビル2F 電話番号： 0743-23-1770				2025年3月11日 から1年11月10日まで		
時間外労働		時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	延長することができる時間数					
						1日		1箇月(①は45時間まで、 ②は42時間まで)		1年(①は360時間まで、 ②は320時間まで)	
						法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	起算 (年月日)	2025年3月11日
						法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)
	① 下記②に該当しない労働者	派遣先企業における納期等の対応	一般事務職・物の製造業務	75名		8時間		45時間		360時間	
	② 1年単位の変形労働時間制により労働する労働者										
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由		業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日 (任意)		労働させることができる 法定休日の日数		労働させることができる法定 休日における始業及び終業の時刻		
	派遣先企業における納期等の対応		一般事務職・物の製造業務	75名			1ヶ月に4回		0:00~24:00		

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。

☒ (チェックボックスに要チェック)



時間外労働に関する協定届(特別条項)
休日労働

様式第9号の2(第16条第1項関係)

臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	1日 (任意)		1箇月(時間外労働及び休日労働を合算した時間数。 100時間未満に限る。)			1年(時間外労働のみの時間数。70時間未満に限る。)		
								起算日 (年月日) 2025年3月1日		
			延長することができる時間数	限度時間を超えて労働させることができる回数(6回以内に限り。)	延長することができる時間数及び休日労働の時間数	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率	延長することができる時間数	法定労働時間を超える時間数	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率	
法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	法定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数	(任意)	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	法定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数
一時的な受注、納期の集中・突発的なトラブル対応	一般事務職・物の製造業務	75名	8時間		6回	80時間		25%(60時間超50%)	720時間	
限度時間を超えて労働させる場合における 手続		労働者代表への通知								
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置		(該当する番号) ①、⑨	(具体的内容) 対象労働者に対して産業医による面接指導,保険指導を実施。							
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 ☒ (チェックボックスに要チェック)										

協定の成立年月日 2025年2月27日

協定の当事者である労働組合(事業場の労働者の過半数で組織する労働組合)の名称又は労働者の過半数を代表する者の

職名 営業
氏名 太田 浩文

協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法 (信任投票による選出)

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。

☒ (チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法により手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。

☒ (チェックボックスに要チェック)

2025年2月27日

使用者 職名 代表取締役
氏名 松岡 敬太



園部 労働基準監督署長殿

時間外労働に関する協定届
休日労働

労働保険番号	26 都道府県	1 所掌	07 管轄	008190 基幹番号	000 扶番号	 被一括事業場番号
	法人番号 2130001032655					

様式第9号の2（第18条第1項関係）

事業の種類		事業の名称		事業の所在地（電話番号）		協定の有効期間 【事業場外】					
派遣業		株式会社ティーエム・テックス 亀岡オフィス		(〒 621 - 0815) 京都府亀岡市古世町西内坪9番4ヴィパール2 2F		令和 7 年 3 月 11 日 ~ 令和 8 年 3 月 10 日 [年 月 日 ~ 年 月 日]					
				電話 0771 (29) 5540		[年 月 日 ~ 年 月 日]					
時間外労働	① 下記②に該当しない労働者	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類 【事業場外】	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	延長することができる時間数					
						1日	1箇月(①については45時間まで、 ②については42時間まで)		1年(①については360時間まで、 ②については320時間まで)		
						法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)
		受注の集中、労務管理	営業	8人	[時間 分]	8 時間 分	時間 分	45 時間 分	時間 分	360 時間 分	時間 分
		給与計算、請求書作成	事務	3人	[時間 分]	8 時間 分	時間 分	45 時間 分	時間 分	360 時間 分	時間 分
				人	[時間 分]	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分
				人	[時間 分]	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分
				人	[時間 分]	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分
				人	[時間 分]	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分
				人	[時間 分]	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分
				人	[時間 分]	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分
				人	[時間 分]	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分
休日労働	② 1年単位の変形労働時間制により労働する労働者	休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類 【事業場外】	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日 (任意)	労働させることができる 法定休日の日数		労働させることができる 法定休日における始業 及び終業の時刻			
						1か月	0 時 24 時 0 分 ~ 0 分				
		受注の集中、労務管理	営業	8人		4回					
		給与計算、請求書作成	事務	3人		1か月	0 時 24 時 0 分 ~ 0 分				
				人		4回					
				人							
				人							
				人							
				人							
				人							
				人							
				人							

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。
(チェックボックスに要チェック)

受付
令和7年2月21日
労働基準監督署

時間外労働に関する協定届（特別条項）
休日労働

様式第9号の2（第18条第1項関係）

臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合	業務の種類 〔事業場外〕	労働者数 （満18歳以上の者）	1日 （任意）		1箇月 （時間外労働及び休日労働を合算した時間数。100時間未満に限る。）				1年 （時間外労働のみの時間数。720時間以内に限る。）		
									起算日 （年月日）	令和 7 年 3 月 11 日	
			延長することができる時間数 法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 （任意）	限度時間を超えて労働させることができる回数 （6回以内に限る。）	延長することができる時間数及び休日労働の時間数 法定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数	所定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数 （任意）	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率	延長することができる時間数 法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 （任意）	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率
一時的な受注の集中、突発的なトラブル対応	営業 []	6人	時間 分	時間 分	6回	80時間 0分	時間 分	25% 60時間超は50%	720時間 0分	時間 分	25%
請求書作成や決算など一時的な業務の集中	事務 []	3人	時間 分	時間 分	6回	80時間 0分	時間 分	25% 60時間超は50%	720時間 0分	時間 分	25%
	[]	人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分	%	時間 分	時間 分	%
	[]	人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分	%	時間 分	時間 分	%
	[]	人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分	%	時間 分	時間 分	%
	[]	人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分	%	時間 分	時間 分	%
	[]	人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分	%	時間 分	時間 分	%
	[]	人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分	%	時間 分	時間 分	%
	[]	人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分	%	時間 分	時間 分	%
限度時間を超えて労働させる場合における手続	通告 労働者代表に事前通知										
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置	（該当する番号） ☒ ① 労働時間が一定時間を超えた労働者に医師による面接指導を実施すること。 ☐ ② 労働基準法第37条第4項に規定する時刻の間において労働させる回数を1箇月について一定回数以内とすること。 ☐ ③ 終業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間を確保すること。 ☐ ④ 労働者の勤務状況及びその健康状態に応じて、代償休日又は特別な休暇を付与すること。 ☐ ⑤ 労働者の勤務状況及びその健康状態に応じて、健康診断を実施すること。 ☐ ⑥ 年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得することを含めてその取得を促進すること。 ☐ ⑦ 心とからだの健康問題についての相談窓口を設置すること。 ☐ ⑧ 労働者の勤務状況及びその健康状態に配慮し、必要な場合には適切な部署に配置転換をすること。 ☒ ⑨ 必要に応じて、産業医等による助言・指導を受け、又は労働者に産業医等による保健指導を受けさせること。 ☐ ⑩ その他								（具体的内容） 対象労働者に対して医師による面接指導、保健指導を実施。		
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 ☒ （チェックボックスに要チェック）											

協定の成立年月日 令和 7 年 2 月 14 日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称

又は労働者の過半数を代表する者の 職名 営業
氏名 植村 優基

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法 （投票 信任投票による選出）

○上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。☒

○上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であって使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。☒

令和 7 年 2 月 14 日

園部 労働基準監督署長殿

使用者 職名 代表取締役
氏名 松岡 敬太

受付
令和 7 年 2 月 21 日
園部労働基準監督署

時間外労働
休日労働に関する協定届

労働保険番号	26107008190000
法人番号	2130001032655

様式第9号の2(第16条第1項関係)

事業の種類		事業の名称		事業の所在地(電話番号)				協定の有効期間			
一般労働者派遣事業		株式会社ティーエム・テックス 亀岡オフィス		〒 621-0815 亀岡市古世町西内坪9-4 ヴィヴェールⅡ2F 電話番号： 0771-29-5540				2025年3月11日 から1年間			
時間外労働		時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	延長することができる時間数					
						1日	1箇月(①は45時間まで、 ②は42時間まで)	1年(①は360時間まで、②は320時間まで)			
								起算日 (年月日)	2025年3月11日		
	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)					
	① 下記②に該当しない労働者	受注の集中・労務管理	営業	6名		8時間		45時間		360時間	
		給与計算・請求書作成	事務	3名		8時間		45時間		360時間	
	② 1年単位の変形労働時間制により労働する労働者										
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由		業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日 (任意)		労働させることができる 法定休日の日数		労働させることができる法定 休日における始業及び終業の時刻		
	受注の集中・労務管理		営業	6名			1ヶ月に4回		0:00~24:00		
	給与計算・請求書作成		事務	3名			1ヶ月に4回		0:00~24:00		
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。											

☒ (チェックボックスに要チェック)

受付
令和7年2月21日
園部労働基準監督署

時間外労働
に関する協定届 (特別条項)
休日労働

様式第9号の2(第16条第1項関係)

臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	1日 (任意)		1箇月(時間外労働及び休日労働を合算した時間数。100時間未満に限る。)		1年(時間外労働のみの時間数。720時間以内に限る。)	
			延長することができる時間数	延長することができる時間数及び休日労働の時間数	延長することができる時間数	延長することができる時間数		
			延長することができる時間数	延長することができる時間数及び休日労働の時間数	延長することができる時間数	延長することができる時間数		
一時的な受注の集中、突発的なトラブルや送迎対応	営業	6名	8時間	6回	80時間	25%(60時間超50%)	720時間	25%
請求書作成や決算など一時的な業務の集中	事務	3名	8時間	6回	80時間	25%(60時間超50%)	720時間	25%
限度時間を超えて労働させる場合における手続	労働者代表への通知							
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置	(該当する番号) ①、④ (具体的な内容) 対象労働者に対して産業医による面接指導、保険指導を実施。							
上記の措置を講ずる時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均する時間を超えないこと。	☒ (チェックボックスに要チェック)							

令和7年2月14日

労働基準監督署
7月21日

労働組合(事業場の労働者の過半数で組織する労働組合)の名称又は労働者の過半数を代表する者の
(信任投票による選出)

職名 営業
氏名 植村 俊基



労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法
(信任投票による選出)

(チェックボックスに要チェック)

(チェックボックスに要チェック)

2025年2月14日

使用者
代表取締役
職名 代表取締役
氏名 松岡 敬太



労働基準監督署長殿

時間外労働に関する協定届
休日労働

労働保険番号	26 都道府県	1 所掌	07 管轄	008190 基幹番号	000 扶番号	 被一括事業場番号
	法人番号 2130001032655					

様式第9号の2（第18条第1項関係）

事業の種類		事業の名称		事業の所在地（電話番号）		協定の有効期間 〔事業場外〕					
派遣業		株式会社ティーエム・テックス スタッフ事業部 亀岡オフィス		(〒 621 - 0815) 京都府亀岡市古世町西内坪9番4ヴィパール2 2F		令和 7 年 3 月 11 日 ~ 令和 8 年 3 月 10 日 [年 月 日 ~ 年 月 日]					
				電話 0771 (29) 5540		[年 月 日 ~ 年 月 日]					
時間外労働	① 下記②に該当しない労働者	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類 〔事業場外〕	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	延長することができる時間数					
						1日	1箇月(①については45時間まで、 ②については42時間まで)		1年(①については360時間まで、 ②については320時間まで)		
						法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)
	② 1年単位の変形労働時間制により労働する労働者	派遣先企業における納期・その他突発業務の対応	一般事務職・物の製造業務	198人	8 時間 0 分 [時間 分]	8 時間 分	時間 分	45時間 分	時間 分	360時間 分	時間 分
				人	時間 分 [時間 分]	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分
				人	時間 分 [時間 分]	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分
				人	時間 分 [時間 分]	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分
				人	時間 分 [時間 分]	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分
				人	時間 分 [時間 分]	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類 〔事業場外〕	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日 (任意)		労働させることができる 法定休日の日数		労働させることができる 法定休日における始業 及び終業の時刻			
	派遣先企業における納期・その他突発業務の対応	一般事務職・物の製造業務	198人			1か月		0 時 24 時 0 分 ~ 0 分			
			人			4回		時 分 ~ 時 分			
			人			回		受 付			

令和 7 年 2 月 21 日
京都府労働基準監督署
(チェックボックスに要チェック)

臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合	業務の種類 〔事業場外〕	労働者数 （満18歳以上の者）	1日 （任意）		1箇月 （時間外労働及び休日労働を合算した時間数。100時間未満に限る。）			1年 （時間外労働のみの時間数。720時間以内に限る。）			
								起算日 （年月日）	令和 7 年 3 月 11 日		
			延長することができる時間数 法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 （任意）	限度時間を超えて労働させることができる回数 （6回以内に限る。）	延長することができる時間数 及び休日労働の時間数 法定労働時間と休日労働の時間数を合算した時間数	所定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数 （任意）	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率	延長することができる時間数 法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 （任意）	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率
一時的な受注、納期への集中、突発的なトラブル対応	一般事務職・物の製造業務	198 人	8 時間 0 分	時間 分	6 回	80 時間 0 分	時間 分	25 % 60時間超は50%	720 時間 0 分	時間 分	25 %
		人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分	%	時間 分	時間 分	%
		人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分	%	時間 分	時間 分	%
		人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分	%	時間 分	時間 分	%
		人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分	%	時間 分	時間 分	%
		人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分	%	時間 分	時間 分	%
		人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分	%	時間 分	時間 分	%
		人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分	%	時間 分	時間 分	%
		人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分	%	時間 分	時間 分	%
限度時間を超えて労働させる場合における手続		通告 労働者代表に事前通知									
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置		（該当する番号） ☑ ① 労働時間が一定時間を超えた労働者に医師による面接指導を実施すること。 ② 労働基準法第37条第4項に規定する時刻の間において労働させる回数を1箇月について一定回数以内とすること。 ③ 終業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間を確保すること。 ④ 労働者の勤務状況及びその健康状態に応じて、代償休日又は特別な休暇を付与すること。 ⑤ 労働者の勤務状況及びその健康状態に応じて、健康診断を実施すること。 ⑥ 年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得することを含めてその取得を促進すること。 ⑦ 心とからだの健康問題についての相談窓口を設置すること。 ⑧ 労働者の勤務状況及びその健康状態に配慮し、必要な場合には適切な部署に配置転換をすること。 ☑ ⑨ 必要に応じて、産業医等による助言・指導を受け、又は労働者に産業医等による保健指導を受けさせること。 ⑩ その他							（具体的内容） 対象労働者に対して医師による面接指導、保健指導を実施。		
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 ☒ （チェックボックスに要チェック）											

協定の成立年月日 令和 7 年 2 月 14 日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称
又は労働者の過半数を代表する者の 職 名 宮業
氏 名 植村 優基

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法 （ 投票 信任投票による選出 ）

○上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。 ☒

○上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であって使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 ☒

令和 7 年 2 月 14 日

使 用 者 職 名 代表取締役
氏 名 松岡 敬太

園部 労働基準監督署長殿

受 付
令和 7 年 2 月 21 日
園部労働基準監督署

時間外労働
休日労働に関する協定届

労働保険番号	26107008190000
法人番号	2130001032655

様式第9号の2(第16条第1項関係)

事業の種類		事業の名称		事業の所在地(電話番号)				協定の有効期間			
製造業		株式会社ティーエム・テックス スタッフ事業部 亀岡オフィス		〒 621-0815 亀岡市古世町西内坪9-4 ヴィヴェールⅡ2F 電話番号： 0771-29-5540				2025年3月11日 から1年間			
時間外労働		時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	延長することができる時間数					
						1日	1箇月(①は45時間まで、 ②は42時間まで)	1年(①は360時間まで、②は320時間まで)			
								起算日 (年月日)	2025年3月11日		
	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)					
	① 下記②に該当しない労働者	派遣先企業における納期等の対応	一般事務職・物の製造業務	198名		8時間		45時間		360時間	
② 1年単位の変形労働時間制により労働する労働者											
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由		業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日 (任意)		労働させることができる 法定休日の日数		労働させることができる法定 休日における始業及び終業の時刻		
	派遣先企業における納期等の対応		一般事務職・物の製造業務	198名			1ヶ月に4回		0:00~24:00		
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。										☒	(チェックボックスに要チェック)

受付
令和7年2月21日
園部労働基準監督署

時間外労働
に関する協定届 (特別条項)
休日労働

様式第9号の2(第16条第1項関係)

一時的に限度時間を超えて労働させることができる場合	業務の種類 一般事務職・物の製造業務	労働者数 (満18歳以上の者)	1日 (任意)	1箇月(時間外労働及び休日労働を合算した時間数。 100時間未満に限る。)		1年(時間外労働のみの時間数。720時間以内に限る。)		
			延長することができる時間数	限度時間を超えて労働させることができる回数(6回以内に限る。)	延長することができる時間数及び休日労働の時間数	限度時間を超えた労働に係る増賃金率	延長することができる時間数	限度時間を超えた労働に係る増賃金率
			法定労働時間を超える時間数 (任意)	法定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数 (任意)	法定労働時間を超える時間数 (任意)	法定労働時間を超える時間数 (任意)		
一時的な受注、納期の集中・突発的なトラブル対応		198	8時間	6回	80時間	25%(60時間超50%)	720時間	25%
限度時間を超えて労働させる場合における手続	労働者代表への通知							
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置	(該当する番号) ①、④	(具体的内容) 対象労働者に対して産業医による面接指導、保険指導を実施。						
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超えないこと。			☒ (チェックボックスに要チェック)					

協定の成立年月日 2025年2月14日



職名 営業

氏名 榎村 優花

(信任投票による選出)

労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法

(チェックボックスに要チェック)

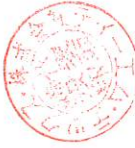
(チェックボックスに要チェック)

2025年2月14日

代表取締役

職名 松岡 敬太

使用者



労働基準監督署
2025年2月14日
受付

労働基準監督署長殿

労働保険番号	26 都道府県	1 所掌	07 管轄	008190 基幹番号	000 枝番号	 被一括事業場番号
法人番号	2130001032655					

事業の種類		事業の名称		事業の所在地（電話番号）		協定の有効期間					
派遣業		(株) ティーエム・テックス スタッフ事業部亀岡オフィス（太陽機械工業（株）内）		(〒 621 - 0815) 京都府亀岡市古世町西内坪9番4ヴィパール2 2F		[事業場外]					
				電話 0771 (29) 5540		令和 7 年 4 月 1 日 ~ 令和 8 年 3 月 31 日 [年 月 日 ~ 年 月 日]					
時間外労働		時間外労働をさせる 必要のある具体的事由	業務の種類 [事業場外]	労働者数 (満18歳 以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	延長することができる時間数					
						1日		1箇月(④については45時間まで、 ⑤については42時間まで)		1年(⑥については360時間まで、 ⑦については320時間まで)	
						法定労働時間を超 える時間数	所定労働時間を超 える時間数 (任意)	法定労働時間を超 える時間数	所定労働時間を超 える時間数 (任意)	法定労働時間を超 える時間数	所定労働時間を超 える時間数 (任意)
④ 下記④に 該当しない労働者			物の製造業務	5人	8 時間 0 分	8 時間 0 分	4 時間 0 分	45時間 0 分	45時間 0 分	360時間 0 分	360時間 0 分
				人	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分
			人	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	
			人	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	
	⑤ 1年単位 の変形労働時間制により労働する労働者				人	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分
					人	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分
		人	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分		
休日労働		休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類 [事業場外]	労働者数 (満18歳 以上の者)	所定休日 (任意)	労働させることができる 法定休日の日数	労働させることができる 法定休日における始業 及び終業の時刻				

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。令和7年3月6日
(チェックボックスにチェック) 労働基準監督署

臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合	業務の種類 〔事業場外〕	労働者数 (満18歳以上の者)	1日 (任意)		1箇月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数。100時間未満に限る。)				1年 (時間外労働のみの時間数。 720時間以内に限る。)		
									起算日 (年月日)	令和 7 年 4 月 1 日	
			延長することができる時間数 法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	限度時間を超えて労働させることができる回数 (6回以内に限る。)	延長することができる時間数 及び休日労働の時間数 法定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数	所定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数 (任意)	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率	延長することができる時間数 法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率
一時的な受注、納期の集中・突発的なトラブル対応	物の製造業務	5 人	8 時間 0 分	時間 分	6 回	80 時間 0 分	時間 分	25 % (80時間超 50%)	672 時間 0 分	時間 分	25 %
		人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分	%	時間 分	時間 分	%
		人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分	%	時間 分	時間 分	%
		人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分	%	時間 分	時間 分	%
		人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分	%	時間 分	時間 分	%
		人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分	%	時間 分	時間 分	%
		人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分	%	時間 分	時間 分	%
		人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分	%	時間 分	時間 分	%
限度時間を超えて労働させる場合における手続		通告 労働者代表に事前通知									
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置		(該当する番号) ① 労働時間が一定時間を超えた労働者に医師による面接指導を実施すること。 ② 労働基準法第37条第4項に規定する時刻の間において労働させる回数を1箇月について一定回数以内とすること。 ③ 終業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間を確保すること。 ④ 労働者の勤務状況及びその健康状態に応じて、代償休日又は特別な休暇を付与すること。 ⑤ 労働者の勤務状況及びその健康状態に応じて、健康診断を実施すること。 ⑥ 年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得することを含めてその取得を促進すること。 ⑦ 心とからだの健康問題についての相談窓口を設置すること。 ⑧ 労働者の勤務状況及びその健康状態に配慮し、必要な場合には適切な部署に配置転換をすること。 ⑨ 必要に応じて、産業医等による助言・指導を受け、又は労働者に産業医等による保健指導を受けさせること。 ⑩ その他							(具体的内容) 対象労働者に対して医師による面接指導、保健指導を実施。		
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 (チェックボックスに要チェック)											

協定の成立年月日 令和 7 年 3 月 5 日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称
又は労働者の過半数を代表する者の 職 名 従業員
氏 名 植村 優基

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法 （ 投票 信任投票による選出 ）

○上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。 ☒

○上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であって使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 ☒

令和 7 年 3 月 5 日

使 用 者 職 名 代表取締役
氏 名 松岡 敬太

園部 労働基準監督署長殿

受 付
令和 7 年 3 月 6 日
園部労働基準監督署

時間外労働に関する協定届
休日労働

労働保険番号	26 都道府県	1 所掌	03 管轄	012576 基幹番号	000 扶番号	0009 被一括事業場番号
法人番号	2130001032655					

様式第9号の2（第18条第1項関係）

事業の種類		事業の名称		事業の所在地（電話番号）		協定の有効期間 【事業場外】					
派遣業		株式会社ティーエム・テックス 瀬田営業所		(〒 520 - 2144) 滋賀県大津市大萱1丁目17-5		令和 7 年 3 月 11 日 ~ 令和 8 年 3 月 10 日 [年 月 日 ~ 年 月 日]					
労働者派遣事業、請負				電話 077 (543) 7170							
時間外労働	① 下記②に該当しない労働者	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類 【事業場外】	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	延長することができる時間数					
						1日	1箇月(①については45時間まで、 ②については42時間まで)		1年(①については360時間まで、 ②については320時間まで)		
						法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)
		自社及び請負先企業における納期遵守	人事・労務管理	1人	[時間 分]	8 時間 分	時間 分	45 時間 分	時間 分	360 時間 分	時間 分
	② 1年単位の変形労働時間制により労働する労働者	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類 【事業場外】	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	延長することができる時間数					
						1日	1箇月(①については45時間まで、 ②については42時間まで)		1年(①については360時間まで、 ②については320時間まで)		
						法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)
		決算、給与計算、年末調整等	経理事務	3人	[時間 分]	8 時間 分	時間 分	45 時間 分	時間 分	360 時間 分	時間 分
		時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類 【事業場外】	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	延長することができる時間数					
						1日	1箇月(①については45時間まで、 ②については42時間まで)		1年(①については360時間まで、 ②については320時間まで)		
					法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	
請負先企業の増産対応		従業員の送迎	8人	[時間 分]	8 時間 分	時間 分	45 時間 分	時間 分	360 時間 分	時間 分	
	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類 【事業場外】	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	延長することができる時間数						
					1日	1箇月(①については45時間まで、 ②については42時間まで)		1年(①については360時間まで、 ②については320時間まで)			
					法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類 【事業場外】	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日 (任意)	労働させることができる 法定休日の日数		労働させることができる 法定休日における始業 及び終業の時刻				
					1か月		0 時 24 時 0 分 ~ 0 分				
	給与締日と支給日の切迫による給与計算	経理事務	3人		4回						
					1か月		0 時 24 時 0 分 ~ 0 分				
	請負先繁忙による人事労務管理、送迎	労務管理、送迎	7人		4回						

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。
(チェックボックスにチェック)

受付
令和7年2月13日
大津労働基準監督署

臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合	業務の種類 〔事業場外〕	労働者数 （満18歳以上の者）	1日 （任意）		1箇月 （時間外労働及び休日労働を合算した時間数。100時間未満に限る。）				1年 （時間外労働のみの時間数。 720時間以内に限る。）		
									起算日 （年月日）	令和 7 年 3 月 11 日	
			延長することができる時間数 法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 （任意）	限度時間を超えて労働させることができる回数 （6回以内に限る。）	延長することができる時間数 及び休日労働の時間数 法定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数	所定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数 （任意）	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率	延長することができる時間数 法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 （任意）	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率
自社及び諸員先企業におけるトラブルや一時的な業務の集中	人事・労務管理	1人	時間 分	時間 分	6回	80時間 0分	時間 分	25 % 60時間超50%	720時間 0分	時間 分	25 %
諸求書作成や決算など一時的な業務の集中	経理事務	3人	時間 分	時間 分	6回	80時間 0分	時間 分	25 % 60時間超50%	720時間 0分	時間 分	25 %
一時的な受注の集中、突発的なトラブル時の送迎対応	従業員の送迎	6人	時間 分	時間 分	6回	80時間 0分	時間 分	25 % 60時間超50%	720時間 0分	時間 分	25 %
		人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分	%	時間 分	時間 分	%
		人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分	%	時間 分	時間 分	%
		人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分	%	時間 分	時間 分	%
		人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分	%	時間 分	時間 分	%
		人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分	%	時間 分	時間 分	%
限度時間を超えて労働させる場合における手続		通告 労働者代表に事前通知									
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置	（該当する番号） ☒ ① 労働時間が一定時間を超えた労働者に医師による面接指導を実施すること。 ☐ ② 労働基準法第37条第4項に規定する時刻の間において労働させる回数を1箇月について一定回数以内とすること。 ☐ ③ 終業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間を確保すること。 ☐ ④ 労働者の勤務状況及びその健康状態に応じて、代償休日又は特別な休暇を付与すること。 ☐ ⑤ 労働者の勤務状況及びその健康状態に応じて、健康診断を実施すること。 ☐ ⑥ 年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得することを含めてその取得を促進すること。 ☐ ⑦ 心とからだの健康問題についての相談窓口を設置すること。 ☐ ⑧ 労働者の勤務状況及びその健康状態に配慮し、必要な場合には適切な部署に配置転換をすること。 ☒ ⑨ 必要に応じて、産業医等による助言・指導を受け、又は労働者に産業医等による保健指導を受けさせること。 ☐ ⑩ その他								（具体的内容） 対象労働者に対して医師による面接指導、保健指導を実施。		
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 ☒ （チェックボックスに要チェック）											

協定の成立年月日 令和 7 年 2 月 5 日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称

又は労働者の過半数を代表する者の 職名 社員
氏名 福島 真佐道

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法 （投票 信任投票による選出）

○上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。☒

○上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であって使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。☒

令和 7 年 2 月 5 日

使用者 大津 労働基準監督署長殿

職名 代表取締役
氏名 松岡 敬太

受付
令和 7 年 2 月 13 日
大津労働基準監督署

時間外労働に関する協定届
休日労働

労働保険番号	25 都道府県	1 所掌	01 管轄	009558 基幹番号	000 扶番号	
	被一括事業場番号					
法人番号	2130001032655					

様式第9号の2（第18条第1項関係）

事業の種類		事業の名称		事業の所在地（電話番号）		協定の有効期間 〔事業場外〕					
派遣業		株式会社ティーエム・テックス R＆Gスタッフ事業部		(〒 520 - 2144) 滋賀県大津市大萱1丁目17-5		令和 7 年 3 月 11 日 ~ 令和 8 年 3 月 10 日 [年 月 日 ~ 年 月 日]					
労働者派遣事業				電話 077 (543) 7170							
時間外労働	① 下記②に該当しない労働者	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類 〔事業場外〕	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	延長することができる時間数					
						1日	1箇月(①については45時間まで、 ②については42時間まで)		1年(①については360時間まで、 ②については320時間まで)		
						法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)
	② 1年単位の変形労働時間制により労働する労働者										
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類 〔事業場外〕	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日 (任意)		労働させることができる 法定休日の日数		労働させることができる 法定休日における始業 及び終業の時刻			
						1か月		0 時 24 時 0 分 ~ 0 分			
						4回					
						1か月		0 時 24 時 0 分 ~ 0 分			
						4回					

受付
令和7年2月14日
大津労働基準監督署
(チェックボックスに要チェック)

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。

臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合	業務の種類 〔事業場外〕	労働者数 （満18歳以上の者）	1日 （任意）		1箇月 （時間外労働及び休日労働を合算した時間数。100時間未満に限る。）				1年 （時間外労働のみの時間数。 720時間以内に限る。）		
									起算日 （年月日）	令和 7 年 3 月 11 日	
			延長することができる時間数 法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 （任意）	限度時間を超えて労働させることができる回数 （6回以内に限る。）	延長することができる時間数 及び休日労働の時間数 法定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数	所定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数 （任意）	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率	延長することができる時間数 法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 （任意）	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率
一時的な受注、納期の集中における派遣社員の管理、教育	業務管理営業	3人	時間 分	時間 分	6回	80時間 0分	時間 分	25% 60時間超50%	720時間 0分	時間 分	25%
一時的な受注、納期の集中、突発的なトラブルへの対応	製造、検査、運搬	180人	時間 分	時間 分	6回	80時間 0分	時間 分	25% 60時間超50%	720時間 0分	時間 分	25%
一時的な受注、納期の集中による資料作成	事務	2人	時間 分	時間 分	6回	80時間 0分	時間 分	25% 60時間超50%	720時間 0分	時間 分	25%
		人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分	%	時間 分	時間 分	%
		人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分	%	時間 分	時間 分	%
		人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分	%	時間 分	時間 分	%
		人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分	%	時間 分	時間 分	%
		人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分	%	時間 分	時間 分	%
限度時間を超えて労働させる場合における手続		通告 労働者代表に事前通知									
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置		（該当する番号） ① 労働時間が一定時間を超えた労働者に医師による面接指導を実施すること。 ② 労働基準法第37条第4項に規定する時刻の間において労働させる回数を1箇月について一定回数以内とすること。 ③ 終業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間を確保すること。 ④ 労働者の勤務状況及びその健康状態に応じて、代償休日又は特別な休暇を付与すること。 ⑤ 労働者の勤務状況及びその健康状態に応じて、健康診断を実施すること。 ⑥ 年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得することを含めてその取得を促進すること。 ⑦ 心とからだの健康問題についての相談窓口を設置すること。 ⑧ 労働者の勤務状況及びその健康状態に配慮し、必要な場合には適切な部署に配置転換をすること。 ⑨ 必要に応じて、産業医等による助言・指導を受け、又は労働者に産業医等による保健指導を受けさせること。 ⑩ その他							（具体的内容） 対象労働者への医師による面接指導の実施		
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 （チェックボックスに要チェック）											

協定の成立年月日 令和 7 年 2 月 5 日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称

又は労働者の過半数を代表する者の 職名 社員
氏名 福島 真佐道

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法 （ 投票 信任投票による選出 ）

○上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。 ☒

○上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であって使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 ☒

令和 7 年 2 月 5 日

使用者 大津 労働基準監督署長殿

職名 代表取締役
氏名 松岡 敬太

受付
令和 7 年 2 月 14 日
大津労働基準監督署

時間外労働に関する協定届
休日労働

労働保険番号	25101009558000 都道府県 所掌 管轄 基幹番号 枝番号 被一括事業場番号
法人番号	2130001032655

様式第9号の2（第16条第1項関係）

事業の種類		事業の名称			事業の所在地（電話番号）				協定の有効期間											
労働者派遣事業		㈱ティーエム・テックス R&G スタッフ事業部			(〒 520—2144) 滋賀県大津市大萱1丁目17-5 (電話番号： 077－ 543 －7170)				令和7年3月11日 から1年間											
時間外労働	① 下記②に該当しない労働者	時間外労働をさせる 必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	延長することができる時間数														
						1日	1箇月（①については45時間まで、②については42時間まで）	1年（①については360時間まで、②については320時間まで）												
								起算日 (年月日)	令和7年3月11日											
								法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)							
	② 1年単位の変形労働時間制により労働する労働者	派遣社員の時間外就業管理、教育	労務管理営業	3人		8時間		45時間		360時間										
												物の製造、検査、運搬の納期のひっ迫、 大規模なクレームへの対応	製造、検査、運搬	180人	8時間		45時間		360時間	
	休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日 (任意)	労働させることができる法定 法 定 休 日 の 日 数		労働させることができる法定 休 日 における始業及び終業の時刻												
						物の製造、検査、運搬の納期のひっ迫 大規模なクレームへの対応派遣社員の時間外就業の管理	製造、検査、運搬、事務	182人	1ヵ月に4日	0:00～24:00										
											派遣社員の休日労働に伴う労務管理	労務管理、営業	3人	1ヵ月に4日	0:00～24:00					

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。☒
(チェックボックスに要チェック)



時間外労働
休日労働に関する協定届（特別条項）

様式第9号の2（第16条第1項関係）

臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合	業務の種類	労働者数 （四以上、以上の者）	1日 （任意）		1箇月 （時間外労働及び休日労働を合算した時間数。100時間未満に限る。）			1年 （時間外労働のみの時間数。720時間以内に限る。）			
								起算日 （年月日）	令和7年3月11日		
			延長することができる時間数 法定労働時間を超える時間数	延長することができる時間数及び休日労働の時間数 法定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数 （任意）	限度時間を超えて労働させることができる回数 （6回以内に限る。）	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率	延長することができる時間数 法定労働時間を超える時間数	延長することができる時間数及び休日労働の時間数 法定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数 （任意）	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率		
一時的な受注、納期の集中時における派遣社員の管理、教育	労務管理営業	3人			6回	80時間		25% （60時間超50%）	720時間		25%
一時的な受注、納期の集中、突発的なトラブルへの対応	製造、検査、運搬	180人			6回	80時間		25% （60時間超50%）	720時間		25%
一時的な受注や納期の集中による資料作成	事務	2人			6回	80時間		25% （60時間超50%）	720時間		25%
限度時間を超えて労働させる場合における手続		労働者代表者に対する事前申し入れ									
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置		（該当する番号） ① ⑨	（具体的内容） 対象労働者への医師による面接指導の実施								
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 （チェックボックスに要チェック）											

協定の成立年月日 令和7年 2月 5日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の
協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（ 信任投票による選出 ）
上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。
上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出されたものであること。
（チェックボックスに要チェック）

令和7年 2月 5日

使用者 職名 代表取締役 氏名 松岡 敬太

大津 労働基準監督署長殿

令和7年 2月 14日 大津労働基準監督署

時間外労働に関する協定届
休日労働

労働保険番号	25 都道府県	1 所掌	01 管轄	009558 基幹番号	000 扶番号	
	被一括事業場番号					
法人番号	2130001032655					

様式第9号の2（第18条第1項関係）

事業の種類		事業の名称		事業の所在地（電話番号）		協定の有効期間 〔事業場外〕					
派遣業		株式会社ティーエム・テックス R＆Gスタッフ事業部（AKT）		〒 520 - 2144 滋賀県大津市大萱1丁目17-5		令和 7 年 3 月 11 日 ~ 令和 8 年 3 月 10 日 [年 月 日 ~ 年 月 日]					
				電話 077 (543) 7170							
時間外労働	① 下記②に該当しない労働者	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類 〔事業場外〕	労働者数 （満18歳以上の者）	所定労働時間 （1日） （任意）	延長することができる時間数					
						1日	1箇月（①については45時間まで、②については42時間まで）		1年（①については360時間まで、②については320時間まで）		
						法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 （任意）	法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 （任意）	法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 （任意）
	② 1年単位の変形労働時間制により労働する労働者	その他（事由不明を含む。）	生産工程従事者 ガラスの切断・加工	13人		8時間		42時間		320時間	
		納期の逼迫、臨時の生産量の増大									
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類 〔事業場外〕	労働者数 （満18歳以上の者）	所定休日 （任意）		労働させることができる 法定休日の日数		労働させることができる 法定休日における始業 及び終業の時刻			
	その他（事由不明を含む。）	生産工程従事者 ガラスの切断・加工・検査	13人			1か月		8時17分 ~ 30分 6-15 14:30-23:30 22-7			
	臨時の業務が入った場合					4回					
								時 ~ 時 分 ~ 分			

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。
（チェックボックスにチェック）

受付
令和7年2月18日
大津労働基準監督署

臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合	業務の種類 〔事業場外〕	労働者数 （満18歳以上の者）	1日 （任意）		1箇月 （時間外労働及び休日労働を合算した時間数。100時間未満に限る。）			1年 （時間外労働のみの時間数。720時間以内に限る。）			
								起算日 （年月日）	令和 7 年 3 月 11 日		
			延長することができる時間数 法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 （任意）	限度時間を超えて労働させることができる回数 （6回以内に限る。）	延長することができる時間数 及び休日労働の時間数 法定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数	所定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数 （任意）	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率	延長することができる時間数 法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 （任意）	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率
その他（事由不明を含む。） 一時的な受注、納期の集中、突発的なトラブルへの対応	生産工程従事者 切断加工・検査	13 人	時間 分	時間 分	6 回	80 時間 0 分	時間 分	25 % 60時間超50%	720 時間 0 分	時間 分	25 %
		人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分	%	時間 分	時間 分	%
		人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分	%	時間 分	時間 分	%
		人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分	%	時間 分	時間 分	%
		人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分	%	時間 分	時間 分	%
		人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分	%	時間 分	時間 分	%
		人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分	%	時間 分	時間 分	%
		人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分	%	時間 分	時間 分	%
限度時間を超えて労働させる場合における手続		通告	労働者代表に事前通知								
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置	（該当する番号） ☑ ① 労働時間が一定時間を超えた労働者に医師による面接指導を実施すること。 ☐ ② 労働基準法第37条第4項に規定する時刻の間において労働させる回数を1箇月について一定回数以内とすること。 ☐ ③ 終業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間を確保すること。 ☐ ④ 労働者の勤務状況及びその健康状態に応じて、代償休日又は特別な休暇を付与すること。 ☐ ⑤ 労働者の勤務状況及びその健康状態に応じて、健康診断を実施すること。 ☐ ⑥ 年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得することを含めてその取得を促進すること。 ☐ ⑦ 心とからだの健康問題についての相談窓口を設置すること。 ☐ ⑧ 労働者の勤務状況及びその健康状態に配慮し、必要な場合には適切な部署に配置転換をすること。 ☑ ⑨ 必要に応じて、産業医等による助言・指導を受け、又は労働者に産業医等による保健指導を受けさせること。 ☐ ⑩ その他							（具体的内容） 対象労働者への医師による面接指導の実施			
	上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 （チェックボックスに要チェック）										

協定の成立年月日 令和 7 年 2 月 18 日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称
又は労働者の過半数を代表する者の 職名 社員
氏名 福島 真佐道

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法 （ 投票 信任投票による選出 ）

○上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。 ☒

○上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であって使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 ☒

令和 7 年 2 月 18 日

使用者 職名 代表取締役
氏名 松岡 敬太

大津 労働基準監督署長殿

受付
令和 7 年 2 月 18 日
大津労働基準監督署

労働保険番号	25707007558000	都道府県	所管	管轄	延付番号	枝番号	被・活事業場番号
法人番号	2130001032655						

事業の種類		事業の名称		事業の所在地（電話番号）		協定の有効期間		
労働者派遣事業		㈱ティーエム・テックス R&G スタッフ事業部 (AKT)		(〒 520-2144) 滋賀県大津市大萱 1 丁目 1 7-5 (電話番号: 077- 543 -7170)		令和 7 年 3 月 11 日 から 1 年間		
時間外労働	時間外労働をさせる 必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満 18 歳 以上の者)	所定労働時間 (1 日) (任意)	延長することができる時間数			
					1 日 法定労働時間を 超える時間数	1 箇月 (①については 45 時間ま で、②については 42 時間まで)	1 年 (①については 360 時間ま で、②については 320 時間まで)	
							起算日 (年月日)	令和 7 年 3 月 11 日
時間外労働	① 下記②に該当しない労働者							
	② 1 年単位の変形労働時間制 により労働する労働者	納期のひっ迫、臨時の生産量の増大	ガラスの切断・加工	13 人	8 時間	42 時間	320 時間	
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満 18 歳 以上の者)	所定休日 (任意)		労働させることのできる 法 定 休 日 の 日 数	労働させることのできる法定 休日における始業及び終業の時刻	
	臨時の業務が入った場合	ガラスの切断加工・検査	13 人			1 ヶ月に 4 日	8:30~17:30, 6:00~15:00 14:30~23:30, 22:00~7:00	

☒

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1 箇月について 100 時間未満でなければならない、かつ 2 箇月から 6 箇月までを平均して 80 時間を超過しないこと。

(チェックボックスに要チェック)

受付
令和 7 年 2 月 18 日
大津労働基準監督署

時間外労働
休日労働に関する協定届（特別条項）

様式第9号の2（第16条第1項関係）

臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	1日 (任意)		1箇月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数。100時間未満に限る。)			1年 (時間外労働のみの時間数。 720時間以内に限る。)			
								起算日 (年月日)	令和7年3月11日		
			延長することができる時間数		延長することができる時間数 及び休日労働の時間数			延長することができる時間数			
			法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	限度時間を超えて労働させることができる回数 (6回以内に限る。)	法定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数	所定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数 (任意)	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率
一時的な受注、納期の集中、突発的なトラブルへの対応	切断加工・検査	13人			6回	80時間		25% (60時間超50%)	720時間		25%
限度時間を超えて労働させる場合における手続		労働者代表者に対する事前申し入れ									
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置		(該当する番号) ① ⑨	(具体的内容) 対象労働者への医師による面接指導の実施								
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 ☒ (チェックボックスに要チェック)											

協定の成立年月日 令和7年 2月 18日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の職名 社員
氏名 福島真佐道 

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（ 信任投票による選出

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。☒
(チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施する投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。☒ (チェックボックスに要チェック)

令和7年 2月 18日

使用者 職名
氏名 代表取締役 松岡敬和

大津 労働基準監督署長殿

令和7年 2月 18日

大津労働基準監督署

1年単位の変形労働時間制に関する協定届

事業の種類	事業の名称		事業の所在地（電話番号）		常時使用する労働者数			
労働者派遣事業	株式会社ティーエム・テックス R&Gスタッフ事業部（AKT）		滋賀県大津市大萱1丁目17-5 （077-543-7170）		13人			
該当労働者数 （満18歳未満の者）	対象期間及び特定期間（起算日）			対象期間中の各日及び各週の労働時間並びに所定休日については、（別紙）に記載して添付すること。	対象期間中の1週間の平均労働時間数	協定の有効期間		
13人 （0人）	対象期間	○期間 令和 年 月 日より			40時間 00分	●期間 令和 7 年 3 月 11 日より 1 年		
		●期日 令和 7 年 3 月 11 日～ 令和 8 年 3 月 10 日				○期日 令和 年 月 日～ 令和 年 月 日		
特定期間								
労働時間が最も長い日の労働時間数 （満18歳未満の者）		8時間 00分 （時間 分）		労働時間が最も長い週の労働時間数 （満18歳未満の者）		48時間 00分 （時間 分）	対象期間中の総労働日数	257日
労働時間が48時間を超える週の最長連続週数		0週		対象期間中の最も長い連続労働日数		6日間		
対象期間中の労働時間が48時間を超える週数		0週		特定期間中の最も長い連続労働日数		日間		
旧協定の対象期間		☑期間 令和 6 年 4 月 1 日より 1 年		旧協定の労働時間が最も長い日の労働時間数		8時間 00分		
		☐期日 令和 年 月 日～ 令和 年 月 日						
旧協定の労働時間が最も長い週の労働時間数		48時間 00分		旧協定の対象期間中の総労働日数		257日		

協定の成立年月日 令和 7 年 2 月 18 日

協定の当事者である労働組合の名称

又は 労働者の過半数を代表する者の
職 名 社員
氏 名 福島 真佐道

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法 （ 信任投票による選出 ）

○上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。 ☒

○上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 ☒

令和 7 年 2 月 18 日

使用者 職 名 代表取締役
氏 名 松岡 敬太

大津 労働基準監督署長殿

受 付
令和 7 年 2 月 19 日
大津労働基準監督署

1年単位の変形労働時間制に関する協定届

事業の種類	事業の名称	事業の所在地(電話番号)		常時使用する労働者数
労働者派遣事業	(株)ティーエム・テックス R&Gスタッフ事業部 (AKT)	滋賀県大津市堅田二丁目1-5		13人
該当労働者数 (満18歳未満の者)	対象期間及び特定期間 (起算日)	対象期間中の各日及び各週の 労働時間並びに所定休日	対象期間中の1週間の平均労働 時間数	協定の有効期間
13人 (0人)	令和7年3月11日から令和8年3月10日 (令和7年3月11日)	(別紙)	40時間00分	令和7年3月11日から 令和8年3月10日
労働時間が最も長い日の 労働時間数 (満18歳未満の者)	8時間00分 (時間分)	労働時間が最も長い週の 労働時間数 (満18歳未満の者)	48時間00分 (時間分)	対象期間中の 総労働日数
				257日
労働時間が48時間を超える週の最長 連続週数	0週	対象期間中の最も長い連続労働日数		6日間
対象期間中の労働時間が48時間を超 える週数	0週	特定期間中の最も長い連続労働日数		日間

旧協定の対象期間	令和6年4月1日から1年	旧協定の労働時間が最も長い日の労働 時間数	8時間00分
旧協定の労働時間が最も長い週の労働 時間数	48時間00分	旧協定の対象期間中の総労働日数	257日

協定の成立年月日 令和7年 2月 18日

協定の当事者である労働組合(事業場の労働者の過半数で組織する労働組合)の名称又は労働者の過半数を代表する者の 職名 社員
氏名 福島真佐道 福島

協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法(信任投票による選出)

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。 ☒ (チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 ☒ (チェックボックスに要チェック)

令和7年 2月 18日

使用者 職名 代表取締役
氏名 松岡敬太

大津 労働基準監督署長殿

記載心得

- 労働基準法第60条第3項第2号の規定に基づき満18歳未満の者に変形労働時間制を適用する場合には、「該当労働者数」、「労働時間が最も長い日の労働時間数」及び「労働時間が最も長い週の労働時間数」の各欄に括弧書きすること。
- 「対象期間及び特定期間」の欄のうち、対象期間については当該変形労働時間制における時間通算の期間の単位を記入し、その起算日を括弧書きすること。
- 「対象期間中の各日及び各週の労働時間並びに所定休日」については、別紙に記載して添付すること。
- 「旧協定」とは、労働基準法施行規則第12条の4第3項に規定するものであること。
- 協定については、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合と、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者と協定すること。なお、労働者の過半数を代表する者は、労働基準法施行規則第6条の2第1項の規定により、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて、使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。これらの要件を満たさない場合には、有効な協定とはならないことに留意すること。また、これらの要件を満たしていても、当該要件に係るチェックボックスにチェックがない場合には、届出の形式上の要件に適合していないことに留意すること。

受付
令和7年2月19日
大津労働基準監督署

労 使 協 定

株式会社ティイーエム・テックスR&Gスタッフ事業部 と 従業員代表とは、1年単位の変形労働時間制に関し、次のとおり協定する。

第1条 株式会社ティイーエム・テックスR&Gスタッフ事業所の令和7年3月11日から令和8年3月10日までの1年間の勤務時間については、本協定の定めるところによるものとする。

第2条 前条の期間中における各日の所定労働時間は8時間00分とし、勤務時間は下記の通りの交替制とする。

- | | | |
|----|-------------------------|--------|
| イ. | 午前 8時30分より午後 5時30分まで | |
| | (休憩時間は45分と15分を連続しない形で設定 | 合計60分) |
| ロ. | 午前 6時00分より午後 3時00分まで | |
| | (休憩時間は45分と15分を連続しない形で設定 | 合計60分) |
| ハ. | 午後 2時30分より午後 11時30分まで | |
| | (休憩時間は45分と15分を連続しない形で設定 | 合計60分) |
| ニ. | 午後 10時00分より午前 7時00分まで | |
| | (休憩時間は45分と15分を連続しない形で設定 | 合計60分) |

第3条 第1条の期間中における休日は、別紙年間カレンダーのとおりとする。

第4条 第2条に定める所定労働時間を超えて労働させた場合は、労働基準法に基づき、時間外手当を支払う。

第5条 第1条の期間の途中で入社する者及び退職または休職することが明らかな者で、当該従業員が本協定のもとで労働した期間を平均して1週当たり40時間を超えた場合は、その超えた時間については労働基準法に基づき割増賃金を支払う。

第6条 妊娠中または産後1年以内の女子従業員が請求した場合、本協定はその女子従業員には適用しない。

第7条 育児を行う者、老人等の介護を行う者、職業訓練又は教育を受ける者、その他特別の配慮を要する従業員に対する本協定の適用に当たっては、会社は従業員代表と協議するものとする。

第8条 本協定の有効期間は、令和7年3月11日より令和8年3月10日までとする。

令和7年2月18日

受 付

令和7年2月19日

大津労働基準監督署

(事業場名) 株式会社ティイーエム・テックス
代表取締役 松岡 敬太

従業員代表

福島 真佐道

2025年度 事業所カレンダー

事業所名 株式会社AKT

2025年	月	火	水	木	金	土	日
3月		11	12	13	14	15	16
	17	18	19	20	21	22	23
	24	25	26	27	28	29	30
	31						
	出勤 15日						
	休日 6日						

	月	火	水	木	金	土	日
4月	7	1	2	3	4	5	6
	14	8	9	10	11	12	13
	21	15	16	17	18	19	20
	28	22	23	24	25	26	27
	出勤 22日						
	休日 8日						

	月	火	水	木	金	土	日
5月			7	1	2	3	4
	12	6	14	8	9	10	11
	19	13	21	15	16	17	18
	26	20	28	22	23	24	25
	出勤 21日						
	休日 10日						

	月	火	水	木	金	土	日
6月	2	3	4	5	6	7	8
	9	10	11	12	13	14	15
	16	17	18	19	20	21	22
	23	24	25	26	27	28	29
	出勤 21日						
	休日 9日						

	月	火	水	木	金	土	日
7月		1	2	3	4	5	6
	7	8	9	10	11	12	13
	14	15	16	17	18	19	20
	21	22	23	24	25	26	27
	出勤 23日						
	休日 8日						

	月	火	水	木	金	土	日
8月	4	5	6	7	8	9	10
	11	12	13	14	15	16	17
	18	19	20	21	22	23	24
	25	26	27	28	29	30	31
	出勤 21日						
	休日 10日						

	月	火	水	木	金	土	日
9月	1	2	3	4	5	6	7
	8	9	10	11	12	13	14
	15	16	17	18	19	20	21
	22	23	24	25	26	27	28
	出勤 21日						
	休日 9日						

	月	火	水	木	金	土	日
10月	6	7	8	9	10	11	12
	13	14	15	16	17	18	19
	20	21	22	23	24	25	26
	27	28	29	30	31		
	出勤 23日						
	休日 8日						

	月	火	水	木	金	土	日
11月		4	5	6	7	8	9
	10	11	12	13	14	15	16
	17	18	19	20	21	22	23
	24	25	26	27	28	29	30
	出勤 20日						
	休日 10日						

	月	火	水	木	金	土	日
12月	1	2	3	4	5	6	7
	8	9	10	11	12	13	14
	15	16	17	18	19	20	21
	22	23	24	25	26	27	28
	出勤 22日						
	休日 9日						

2026年	月	火	水	木	金	土	日
1月		6	7	1	2	3	4
	5	13	14	8	9	10	11
	12	20	21	15	16	17	18
	19	27	28	22	23	24	25
	出勤 21日						
	休日 10日						

	月	火	水	木	金	土	日
2月	2	3	4	5	6	7	8
	9	10	11	12	13	14	15
	16	17	18	19	20	21	22
	23	24	25	26	27	28	
	出勤 30日						
	休日 8日						

	月	火	水	木	金	土	日
3月		3	4	5	6	7	8
	2	10					
	9						
	7日						
	出勤 7日						
	休日 3日						

令和7年2月19日
大津労働基準監督署

区分	労働時間/日	対象期間	稼働日数	総勤務時間
年間	8時間00分	3月11日～3月10日	257日	2056時間00分

時間外労働に関する協定届
休日労働

労働保険番号	25 都道府県	1 所掌	01 管轄	036950 基幹番号	000 扶番号	
	被一括事業場番号					
法人番号	2130001032655					

様式第9号の2（第18条第1項関係）

事業の種類		事業の名称		事業の所在地（電話番号）		協定の有効期間 【事業場外】						
その他の事業		ダイキンバイキング(株)内(株)ティーエム・テックス事業所		(〒 525 - 0058) 滋賀県草津市野路町東2丁目2-5 電話 077 (543) 7170		令和 7 年 3 月 11 日 ~ 令和 8 年 3 月 10 日 [年 月 日 ~ 年 月 日]						
エアコン・給湯器の組立、梱包及び検査業務						令和 7 年 3 月 11 日 （年月日）						
時間外労働	① 下記②に該当しない労働者	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類 【事業場外】	労働者数 （満18歳以上の者）	所定労働時間 （1日） （任意）	延長することができる時間数						
						1日	1箇月（①については45時間まで、②については42時間まで）		1年（①については360時間まで、②については320時間まで）			
						法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 （任意）	法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 （任意）	法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 （任意）	
	② 1年単位の変形労働時間制により労働する労働者											
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類 【事業場外】	労働者数 （満18歳以上の者）	所定休日 （任意）		労働させることができる 法定休日の日数		労働させることができる 法定休日における始業 及び終業の時刻				
						1か月		8 時 17 時 30 分 ~ 15 分				
						4回						
						回		時 ~ 時 分 分				
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 （チェックボックスにチェック）												

受付
令和7年2月18日
大津労働基準監督署

臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合	業務の種類 〔事業場外〕	労働者数 （満18歳以上の者）	1日 （任意）		1箇月 （時間外労働及び休日労働を合算した時間数。100時間未満に限る。）			1年 （時間外労働のみの時間数。 720時間以内に限る。）			
								起算日 （年月日）	令和 7 年 3 月 11 日		
			延長することができる時間数 法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 （任意）	限度時間を超えて労働させることができる回数 （6回以内に限る。）	延長することができる時間数 及び休日労働の時間数 法定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数	所定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数 （任意）	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率	延長することができる時間数 法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 （任意）	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率
一時的な受注、納期の集中、突発的なトラブルへの対応	エアコン・給湯器の組立、梱包、検査	21 人	時間 分	時間 分	6 回	80 時間 0 分	時間 分	25 % 60時間超50%	720 時間 0 分	時間 分	25 %
		人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分	%	時間 分	時間 分	%
		人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分	%	時間 分	時間 分	%
		人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分	%	時間 分	時間 分	%
		人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分	%	時間 分	時間 分	%
		人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分	%	時間 分	時間 分	%
		人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分	%	時間 分	時間 分	%
		人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分	%	時間 分	時間 分	%
限度時間を超えて労働させる場合における手続		通告 労働者代表に事前通知									
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置		（該当する番号） ☑ ① 労働時間が一定時間を超えた労働者に医師による面接指導を実施すること。 ② 労働基準法第37条第4項に規定する時刻の間において労働させる回数を1箇月について一定回数以内とすること。 ③ 終業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間を確保すること。 ④ 労働者の勤務状況及びその健康状態に応じて、代償休日又は特別な休暇を付与すること。 ⑤ 労働者の勤務状況及びその健康状態に応じて、健康診断を実施すること。 ⑥ 年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得することを含めてその取得を促進すること。 ⑦ 心とからだの健康問題についての相談窓口を設置すること。 ⑧ 労働者の勤務状況及びその健康状態に配慮し、必要な場合には適切な部署に配置転換をすること。 ☑ ⑨ 必要に応じて、産業医等による助言・指導を受け、又は労働者に産業医等による保健指導を受けさせること。 ⑩ その他							（具体的内容） 対象労働者に対して医師による面接指導、保健指導を実施。		
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 ☒ （チェックボックスに要チェック）											

協定の成立年月日 令和 7 年 2 月 13 日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称
又は労働者の過半数を代表する者の 職 名 リーダー
氏 名 藤丸 芳浩

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法 （ 投票 信任投票による選出 ）

○上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。 ☒

○上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であって使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 ☒

令和 7 年 2 月 13 日

大津 労働基準監督署長殿 使用 者 職 名 代表取締役
氏 名 松岡 敬太

受付
令和 7 年 2 月 18 日
大津労働基準監督署

時間外労働に関する協定届
休日労働

労働保険番号	25101036950000				
	都道府県	市町村	管轄	基本番号	枝番号
法人番号	2130001032655				

様式第9号の2（第16条第1項関係）

事業の種類		事業の名称		事業の所在地（電話番号）				協定の有効期間			
エアコン・給湯器の組立、梱包、及び検査業務		ダイキンパイピング㈱内 ㈱ティーエム・テックス事業所		(〒 525-0068) 滋賀県草津市野路東2丁目2-5 (電話番号： 077- 543 -7170)				令和7年3月11日 から1年間			
時間外労働		時間外労働をさせる 必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳 以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	延長することができる時間数					
						1日	1箇月（①については45時間まで、②については42時間まで）	1年（①については360時間まで、②については320時間まで）			
	① 下記②に該当しない労働者	物の組立、梱包、検査の納期のひっ迫 大規模なクレームへの対応	エアコン・給湯器の組立、 梱包、検査	21人	8時間	45時間	360時間	起算日 (年月日)	令和7年3月11日		
② 1年単位の変形労働時間制 により労働する労働者											
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由		業務の種類	労働者数 (満18歳 以上の者)	所定休日 (任意)		労働させることができる 法定休日の日数		労働させることができる法定 休日における始業及び終業の時刻		
	物の組立、梱包、検査の納期のひっ迫 大規模なクレームへの対応		エアコン・給湯器の組立、 梱包、検査	21人			1ヵ月に4日		8:30~17:15		
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 ☒ (チェックボックスに要チェック)											

受付
令和7年2月18日
大津労働基準監督署

時間外労働
休日労働に関する協定届（特別条項）

様式第9号の2（第16条第1項関係）

臨時に限度時間を超えて労働させることができる場合	業務の種類	労働者数 (16人以上の者)	1日 (任意)		1箇月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数。100時間未満に限る。)			1年 (時間外労働のみの時間数。 720時間以内に限り。)			
								起算日 (年月日)	令和7年3月11日		
			延長することができる時間数 法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	限度時間を超えて労働させることができる回数 (6回以内に限り。)	延長することができる時間数及び休日労働の時間数 法定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数	所定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数 (任意)	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率	延長することができる時間数 法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率
一時的な受注、納期の集中、突発的なトラブルへの対応	エアコン・給湯器の組立、梱包、検査	21人			6回	80時間		25% (60時間超50%)	720時間		25%
限度時間を超えて労働させる場合における手続		労働者代表者に対する事前申し入れ									
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置		(該当する番号) ① ⑨	(具体的内容) 対象労働者への医師による面接指導の実施								
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 (チェックボックスに要チェック)											

協定の成立年月日 令和7年 2月 13日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の

職名 リーダー
氏名 藤丸 芳浩

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（ 信任投票による選出 ）

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。
上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法により選出された者であり、使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。

令和7年 2月 13日

大津 労働基準監督署長殿

使用者

職名 代表取締役
氏名 松岡 敬太

受付
令和7年2月18日
大津労働基準監督署

時間外労働に関する協定届
休日労働

労働保険番号	25 都道府県	1 所掌	01 管轄	017544 基幹番号	000 扶番号	
	被一括事業場番号					
法人番号	2130001032655					

様式第9号の2（第18条第1項関係）

事業の種類		事業の名称		事業の所在地（電話番号）		協定の有効期間 〔事業場外〕					
その他の事業		日本電気硝子株式会社草津事業所内株式会社ティーエム・テックス事業所		(〒 525 - 0072) 滋賀県草津市笠山1丁目4-37		令和 7 年 3 月 11 日 ~ 令和 8 年 3 月 10 日 [年 月 日 ~ 年 月 日]					
精密ガラス製品の製造業				電話 077 (543) 7170							
時間外労働	① 下記②に該当しない労働者	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類 〔事業場外〕	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	延長することができる時間数					
						1日	1箇月(①については45時間まで、 ②については42時間まで)		1年(①については360時間まで、 ②については320時間まで)		
						法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)
	② 1年単位の 変形労働時間制により労働する労働者	その他(事由不明を含む。)	分類不能の職業 精密ガラス部品の製造・加工・検査業務	50人	8 時間 分 [時間 分]	8 時間 分	時間 分	45時間 分	時間 分	360時間 分	時間 分
		所定労働時間において当初計画されていた業務が終了しない場合	[時間 分]								
			[時間 分]	人	時間 分 [時間 分]	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分
			[時間 分]	人	時間 分 [時間 分]	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分
			[時間 分]	人	時間 分 [時間 分]	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分
			[時間 分]	人	時間 分 [時間 分]	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分
			[時間 分]	人	時間 分 [時間 分]	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分
			[時間 分]	人	時間 分 [時間 分]	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分
		[時間 分]	人	時間 分 [時間 分]	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	
		[時間 分]	人	時間 分 [時間 分]	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	
		[時間 分]	人	時間 分 [時間 分]	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	
		[時間 分]	人	時間 分 [時間 分]	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類 〔事業場外〕	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日 (任意)		労働させることができる 法定休日の日数		労働させることができる 法定休日における始業 及び終業の時刻			
	その他(事由不明を含む。)	分類不能の職業 精密ガラス部品の製造、加工、検査業務	50人			1か月		0 時 24 時 0 分 ~ 0 分			
	臨時もしくは追加業務が入った時	[時間 分]		土・日・祝日(工場カレンダー)		4回					
		[時間 分]	人					時 分 ~ 時 分			

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。
(チェックボックスに要チェック)

受付
令和7年3月5日
大津労働基準監督署

時間外労働に関する協定届（特別条項）
休日労働

様式第9号の2（第18条第1項関係）

臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合	業務の種類 〔事業場外〕	労働者数 （満18歳以上の者）	1日 （任意）		1箇月 （時間外労働及び休日労働を合算した時間数。100時間未満に限る。）				1年 （時間外労働のみの時間数。 720時間以内に限る。）		
									起算日 （年月日）	令和 7 年 3 月 11 日	
			延長することができる時間数 法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 （任意）	限度時間を超えて労働させることができる回数 （6回以内に限る。）	延長することができる時間数及び休日労働の時間数 法定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数	所定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数 （任意）	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率	延長することができる時間数 法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 （任意）	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率
納期の逼迫・大規模なクレームへの対応	精密ガラス部品の製造、加工、検査業務	50 人	時間 分	時間 分	6 回	75 時間 0 分	時間 分	25 % 60時間超50%	720 時間 0 分	時間 分	25 %
		人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分	%	時間 分	時間 分	%
		人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分	%	時間 分	時間 分	%
		人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分	%	時間 分	時間 分	%
		人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分	%	時間 分	時間 分	%
		人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分	%	時間 分	時間 分	%
		人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分	%	時間 分	時間 分	%
		人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分	%	時間 分	時間 分	%
		人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分	%	時間 分	時間 分	%
限度時間を超えて労働させる場合における手続		通告 労働者代表に事前通知									
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置		（該当する番号） ☑ ① 労働時間が一定時間を超えた労働者に医師による面接指導を実施すること。 ② 労働基準法第37条第4項に規定する時刻の間において労働させる回数を1箇月について一定回数以内とすること。 ③ 終業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間を確保すること。 ④ 労働者の勤務状況及びその健康状態に応じて、代償休日又は特別な休暇を付与すること。 ⑤ 労働者の勤務状況及びその健康状態に応じて、健康診断を実施すること。 ⑥ 年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得することを含めてその取得を促進すること。 ⑦ 心とからだの健康問題についての相談窓口を設置すること。 ⑧ 労働者の勤務状況及びその健康状態に配慮し、必要な場合には適切な部署に配置転換をすること。 ☑ ⑨ 必要に応じて、産業医等による助言・指導を受け、又は労働者に産業医等による保健指導を受けさせること。 ⑩ その他							（具体的内容） 医師による面接指導の実施。健康状態に配慮し必要時に適切な部署に配置転換をする。		
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 ☒ （チェックボックスに要チェック）											

協定の成立年月日 令和 7 年 3 月 5 日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称

又は労働者の過半数を代表する者の 職名 一般社員
氏名 木村 梨沙

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法 （ 投票 信任投票による選出 ）

○上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。 ☒

○上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であって使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 ☒

令和 7 年 3 月 5 日

使用者 職名 代表取締役
氏名 松岡 敬太
大津 労働基準監督署長殿

受付
令和 7 年 3 月 5 日
大津労働基準監督署

時間外労働
休日労働に関する協定届

労働保険番号	25101017544000	都道府県 所掌 管轄 基幹番号 枝番号 被一括事業場番号
法人番号	2130001032655	

様式第9号の2（第16条第1項関係）

事業の種類		事業の名称		事業の所在地（電話番号）				協定の有効期間			
精密ガラス製品の製造業		日本電気硝子株式会社草津事業所内株式会社ティーエム・テックス事業所		(〒 525—0072) 滋賀県草津市笠山1丁目4－37 (電話番号：077－543－7170)				令和7年3月11日～ 令和8年3月10日			
時間外労働		時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	延長することができる時間数					
						1日	1箇月 (①については45時間まで、 ②については42時間まで)	1年 (①については360時間まで、 ②については320時間まで)			
	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	法定労働時間を超える時間数	起算日 (年月日)	令和7年3月11日				
	① 下記②に該当しない労働者	所定労働時間において、当初計画されていた業務が終了しない場合	精密ガラス部品の製造、加工、検査業務	50人	8時間	8時間	45時間	360時間			
	② 1年単位の変形労働時間制により労働する労働者										
	休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由		業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日 (任意)		労働させることができる法定休日の日数		労働させることができる法定休日における始業及び終業の時刻	
		臨時もしくは追加業務が入った時		精密ガラス部品の製造、加工、検査業務	50人	土・日・祝日（工場カレンダー）		1ヶ月に4回		0：00-24：00	

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 ☒

(チェックボックスに要チェック)

令和7年3月5日
大津労働基準監督署
受付

時間外労働
休日労働に関する協定届（特別条項）

	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	1日 (任意)		1箇月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数。100時間未満に限る。)			1年 (時間外労働のみの時間数。 720時間以内に限り。)		
								起算日 (年月日)	令和7年3月11日	
			延長することができる時間数	法定労働時間を超える時間数	法定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数	法定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数	法定労働時間を超える時間数	法定労働時間を超える時間数	法定労働時間を超える時間数	
納期のひっ迫・大規模なクレームへの対応	精密ガラス部品の製造、加工、検査業務	50人			6回	75時間	25% (60時間超50%)	720時間		25%
限度時間を超えて労働させる場合における手続		労働者代表に対する事前申し入れ								
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置		(該当する番号) ① ⑧ ⑨	(具体的内容) 医師による面接指導の実施。健康状態に配慮し必要時には適切な部署に配置転換をする。							
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない。かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 ☒ (チェックボックスに要チェック)										

協定の成立年月日	令和7年 3月 5日	協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の職名 一般社員 氏名 木村 梨沙
協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（ 信任投票による選出		
協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。 ☒ (チェックボックスに要チェック)		
上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 ☒ (チェックボックスに要チェック)		
令和7年 3月 5日		使用者 職名 株式会社ティーン・テックス代表取締役 氏名 松岡 敬太
大津 労働基準監督署長殿		

時間外労働に関する協定届
休日労働

労働保険番号	25 都道府県	1 所掌	01 管轄	017544 基幹番号	000 扶番号	 被一括事業場番号
	法人番号 2130001032655					

様式第9号の2（第18条第1項関係）

事業の種類		事業の名称		事業の所在地（電話番号）		協定の有効期間 〔事業場外〕					
その他の事業		日本電気硝子株式会社能登川事業所内株式会社ティーエム・テックス事業所		（〒 529 - 1295 ） 滋賀県東近江市今町906番地		令和 7 年 3 月 11 日 ～ 令和 8 年 3 月 10 日 〔 年 月 日 ～ 年 月 日 〕					
硝子製造業						電話 0748 （ 42 ） 2255					
時間外労働	時間外労働をさせる必要のある具体的事由		業務の種類 〔事業場外〕	労働者数 （満18歳以上の者）	所定労働時間 （1日） （任意）	延長することができる時間数					
						1日	1箇月（①については45時間まで、②については42時間まで）		1年（①については360時間まで、②については320時間まで）		
						法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 （任意）	法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 （任意）	法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 （任意）
	① 下記②に該当しない労働者	所定労働時間において業務が終了しない場合	硝子製品加工・検査業務	17人	8 時間 0 分 [時間 分]	8 時間 分	時間 分	45時間 分	時間 分	360時間 分	時間 分
				人	時間 分 [時間 分]	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分
				人	時間 分 [時間 分]	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分
				人	時間 分 [時間 分]	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分
	② 1年単位の 変形労働時間制により労働する労働者			人	時間 分 [時間 分]	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分
				人	時間 分 [時間 分]	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分
				人	時間 分 [時間 分]	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分
				人	時間 分 [時間 分]	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類 〔事業場外〕	労働者数 （満18歳以上の者）	所定休日 （任意）		労働させることができる 法定休日の日数		労働させることができる 法定休日における始業 及び終業の時刻			
	臨時業務が入った場合	硝子製品加工・検査業務	17人	土・日・祝（工場カレンダー）		1か月		0 時 24 時 0 分 ～ 0 分			
			人			4回		時 分 ～ 時 分			
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 （チェックボックスに要チェック）											

令和 7 年 2 月 14 日
東近江労働基準監督署
受付

臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合	業務の種類 〔事業場外〕	労働者数 （満18歳以上の者）	1日 （任意）		1箇月 （時間外労働及び休日労働を合算した時間数。100時間未満に限る。）				1年 （時間外労働のみの時間数。 720時間以内に限る。）		
									起算日 （年月日）	令和 7 年 3 月 11 日	
			延長することができる時間数 法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 （任意）	限度時間を超えて労働させることができる回数 （6回以内に限る。）	延長することができる時間数 及び休日労働の時間数 法定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数	所定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数 （任意）	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率	延長することができる時間数 法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 （任意）	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率
その他（事由不明を含む。） 特に繁忙の際 所定労働時間内において業務が終了しない場合	生産工程従事者 電子製品加工・検査業務	17 人	8 時間 0 分	時間 分	6 回	75 時間 0 分	時間 分	25 %	720 時間 0 分	時間 分	25 %
		人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分	%	時間 分	時間 分	%
		人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分	%	時間 分	時間 分	%
		人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分	%	時間 分	時間 分	%
		人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分	%	時間 分	時間 分	%
		人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分	%	時間 分	時間 分	%
		人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分	%	時間 分	時間 分	%
		人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分	%	時間 分	時間 分	%
		人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分	%	時間 分	時間 分	%
限度時間を超えて労働させる場合における手続		通告 労働者代表に事前通知									
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置		（該当する番号） ☑ ① 労働時間が一定時間を超えた労働者に医師による面接指導を実施すること。 ☐ ② 労働基準法第37条第4項に規定する時刻の間において労働させる回数を1箇月について一定回数以内とすること。 ☐ ③ 終業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間を確保すること。 ☐ ④ 労働者の勤務状況及びその健康状態に応じて、代償休日又は特別な休暇を付与すること。 ☐ ⑤ 労働者の勤務状況及びその健康状態に応じて、健康診断を実施すること。 ☐ ⑥ 年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得することを含めてその取得を促進すること。 ☐ ⑦ 心とからだの健康問題についての相談窓口を設置すること。 ☐ ⑧ 労働者の勤務状況及びその健康状態に配慮し、必要な場合には適切な部署に配置転換をすること。 ☑ ⑨ 必要に応じて、産業医等による助言・指導を受け、又は労働者に産業医等による保健指導を受けさせること。 ☐ ⑩ その他							（具体的内容） 対象労働者に対して医師による面接指導、保健指導を実施。		
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 ☒ （チェックボックスに要チェック）											

協定の成立年月日 令和 7 年 2 月 13 日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称
又は労働者の過半数を代表する者の 職 名 検査員
氏 名 小笠原 久仁子

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法 （ 投票 信任投票による選出 ）

○上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。 ☒

○上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であって使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 ☒

令和 7 年 2 月 13 日

東近江 労働基準監督署長殿

使用 者 職 名 代表取締役
氏 名 松岡 敬太

受 付
令和 7 年 2 月 14 日
東近江労働基準監督署

時間外労働
休日労働に関する協定届

労働保険番号	25101017544000
法人番号	2130001032655

様式第9号の2(第16条第1項関係)

事業の種類		事業の名称		事業の所在地(電話番号)				協定の有効期間			
硝子製造業		日本電気硝子株式会社能登川事業所 内 株式会社ティーエム・テックス事業所		〒 521-1295 滋賀県東近江市今町906番地 電話番号: 0748-42-2255				2025年3月1日 から1年間			
時間外労働		時間外労働をさせる 必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上 の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	延長することができる時間数					
						1日		1箇月(①は45時間まで、 ②は42時間まで)		1年(①は360時間まで、② は20時間まで)	
	法定労働時間を超 える時間数	所定労働時間を超 える時間数 (任意)	法定労働時間を超 える時間数	所定労働時間を超 える時間数 (任意)	法定労働時間を超 える時間数	所定労働時間を超 える時間数 (任意)					
	① 下記②に該当 しない労働者	所定労働時間において業務が終了しない場合	硝子製品加工・検査業務	17人	8時間	8時間	45時間	360時間	起算日 (年月日)	2025年3月1日	
② 1年単位の変 形労働時間制に より労働する労 働者											
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由		業務の種類	労働者数 (満18歳以上 の者)	所定休日 (任意)		労働させることができる 法定休日の日数		労働させることができる法定 休日における始業及び終業の 時刻		
	臨時業務が入った場合		硝子製品加工・検査業務	17名	土・日・祝(工場カレンダー)		1ヶ月4回		0:00~24:00		
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。											



(チェックボックスに要チェック)

日
14
月
2
年
7
日

東近江労働基準監督署

時間外労働
休日労働に関する協定届(特別条項)

様式第9号の2(第16条第1項関係)

臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	1日 (任意)		1箇月(時間外労働及び休日労働を合算した時間数。 100時間未満に限る。)			1年(時間外労働のみの時間数。720時間以内に限る。)			
								起算日 (年月日)	2025年3月11日		
			延長することができる時間数	限度時間を超えて労働させることができる回数(6回以内に限る。)	延長することができる時間数及び休日労働の時間数	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率	延長することができる時間数	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率	
特に繁忙の際、所定労働時間内に置いて業務が終了しない場合	硝子製品加工・検査業務	17人	8時間		6回	75時間		25%(60時間超50%)	720時間		25%
限度時間を超えて労働させる場合における手続			労働者代表への通知								
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置			(該当する番号)	(具体的内容)							
			①、⑨	対象労働者に対して産業医による面接指導、保険指導を実施。							
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均し、80時間を超えないこと。											

☒ (チェックボックスに要チェック)

協定の成立年月日 2025年2月13日

協定の当事者である労働組合(事業場の労働者の過半数で組織する労働組合)の名称又は労働者の過半数を代表する者の

職名 検査員
氏名 小笠原久仁子

協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法

(信任投票による選出)

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。

☒ (チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出すること

☒ (チェックボックスに要チェック)

2025年2月13日

使用者

職名 代表取締役
氏名 松岡 敬太

東近江労働基準監督署長殿

東近江労働基準監督署
受付
令和7年2月14日

時間外労働
休日労働に関する協定届

労働保険番号	2610301257600000006
法人番号	2130001032655

様式第9号の2（第16条第1項関係）

事業の種類	事業の名称	事業の所在地（電話番号）				協定の有効期間				
電気機械器具製造業	オムロン㈱草津事業所内（㈱ティーエム・テックス事業所）	(〒 525 — 0035) 滋賀県草津市西草津 2 丁目 2-1 (電話番号：077 — 566 — 3986)				令和 7 年 3 月 11 日 から 1 年間				
時間外労働	時間外労働をさせる 必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満 18 歳 以上の者)	所定労働時間 (1 日) (任意)	延長することができる時間数					
					1 日	1 箇月 (①については 45 時間ま で、②については 42 時間まで)	1 年 (①については 360 時間ま で、②については 320 時間まで)			
	法定労働時間を超 える時間数	所定労働時間を超 える時間数 (任意)	法定労働時間を超 える時間数	所定労働時間を超 える時間数 (任意)	法定労働時間を超 える時間数	所定労働時間を超 える時間数 (任意)				
	① 下記②に該当しない労働者	所定労働時間において当初計画	プリント基板の実装及び 電子機器の組立検査	110 人	8 時間 00 分	8 時間		45 時間		360 時間
		されていた業務が終了しない場合								
		機械故障による生産遅れの挽回								
	② 1 年単位の変形労働時間制 により労働する労働者									
	休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満 18 歳 以上の者)	所定休日 (任意)		労働させることができる 法 定 休 日 の 日 数		労働させることができる法定 休日における始業及び終業の時刻	
生産遅れもしくは追加業務が入った時		プリント基板の実装及び 電子機器の組立検査	110 人	土日祝日（工場カレンダー）		1 カ月に 4 日		8：45～17：45		
								20：45～5：45		
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1 箇月について 100 時間未満でなければならず、かつ 2 箇月から 6 箇月までを平均して 80 時間を超過しないこと。 ☒ (チェックボックスに要チェック)										



時間外労働
休日労働に関する協定届（特別条項）

様式第9号の2（第16条第1項関係）

臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	1日 (任意)		1箇月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数。100時間未満に限る。)			1年 (時間外労働のみの時間数。720時間以内に限る。)			
								起算日 (年月日)	令和7年3月11日		
			延長することができる時間数 法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	限度時間を超えて労働させることができる回数 (6回以内に限る。)	延長することができる時間数及び休日労働の時間数 法定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数	所定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数 (任意)	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率	延長することができる時間数 法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率
計画外の生産量増大・納期のひっ迫	プリント基板実装・組立・検査	110人			6回	80時間		25%(60時間超50%)	720時間		25%
限度時間を超えて労働させる場合における手続	労働者代表に対する事前申し入れ										
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置	(該当する番号) ① ⑨	(具体的内容) 対象労働者への医師による面接指導の実施									
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 ☒ (チェックボックスに要チェック)											

協定の成立年月日 令和7年2月13日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の

職名 事務職
氏名 西直美 (西)

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（投票による選出）

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。 ☒

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 ☒ (チェックボックスに要チェック)

令和7年2月21日

使用者 職名 代表取締役
氏名 松岡 敬

大津 労働基準監督署長殿



時間外労働に関する協定届
休日労働

労働保険番号	26 都道府県	1 所掌	03 管轄	012576 基幹番号	000 扶番号	0032 被一括事業場番号
法人番号	2130001032655					

様式第9号の2（第18条第1項関係）

事業の種類		事業の名称		事業の所在地（電話番号）		協定の有効期間 【事業場外】					
その他の事業		コーデンシ株式会社デバイステクノセンター内株式会社ティーエム・テックス事業所		(〒 611 - 0041) 都府宇治市植島町十八30番地 コーデンシ株式会社内		令和 7 年 3 月 11 日 ~ 令和 8 年 3 月 10 日 [年 月 日 ~ 年 月 日]					
電気機器具製造業				電話 075 (601) 2314							
時間外労働	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	電子部品の検査業務	8 人	7 時間 50 分 [時間 分]	延長することができる時間数						
					1 日		1 箇月(①については45時間まで、 ②については42時間まで)		1 年(①については360時間まで、 ②については320時間まで)		
					法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	
					8 時間 分	時間 分	45 時間 分	時間 分	360 時間 分	時間 分	
	① 下記②に 該当しない労働者			人	時間 分 [時間 分]	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分
						時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分
						時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分
						時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分
	② 1 年単位 の変形労働時間 制により労働する労働者	電子部品の製造、加工	15 人	8 時間 30 分 [時間 分]	8 時間 分	時間 分	42 時間 分	時間 分	320 時間 分	時間 分	
					時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	
時間 分					時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分		
時間 分					時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分		
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由	電子部品の検査業務	8 人	土日祝	労働させることができる 法定休日の日数		労働させることができる 法定休日における始業 及び終業の時刻				
					0 時 24 時 0 分 ~ 0 分						
					53 回						
					0 時 24 時 0 分 ~ 0 分						
休日労働	電子部品の製造、加工	15 人	その他	労働させることができる 法定休日の日数		労働させることができる 法定休日における始業 及び終業の時刻					
				0 時 24 時 0 分 ~ 0 分							
				53 回							
				0 時 24 時 0 分 ~ 0 分							

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。
(チェックボックスにチェック)

令和 7 年 2 月 14 日
京都府労働基準監督署

受付

臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合	業務の種類 〔事業場外〕	労働者数 （満18歳以上の者）	1日 （任意）		1箇月 （時間外労働及び休日労働を合算した時間数。100時間未満に限る。）				1年 （時間外労働のみの時間数。720時間以内に限る。）		
									起算日 （年月日）	令和 7 年 3 月 11 日	
			延長することができる時間数 法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 （任意）	限度時間を超えて労働させることができる回数 （6回以内に限る。）	延長することができる時間数 及び休日労働の時間数 法定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数	所定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数 （任意）	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率	延長することができる時間数 法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 （任意）	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率
その他（事由不明を含む。） 所定労働時間において業務が終了しない場合	生産工程従事者 電子部品の検査業務	6人	時間 分	時間 分	6回	80時間 0分	時間 分	25 % 60時間超50%	720時間 0分	時間 分	25 %
その他（事由不明を含む。） 所定労働時間において業務が終了しない場合	生産工程従事者 電子部品の製造、加工	15人	時間 分	時間 分	6回	80時間 0分	時間 分	25 % 60時間超50%	720時間 0分	時間 分	25 %
		人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分	%	時間 分	時間 分	%
		人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分	%	時間 分	時間 分	%
		人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分	%	時間 分	時間 分	%
		人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分	%	時間 分	時間 分	%
		人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分	%	時間 分	時間 分	%
		人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分	%	時間 分	時間 分	%
限度時間を超えて労働させる場合における手続		通告 労働者代表に事前通知									
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置	（該当する番号） ① 労働時間が一定時間を超えた労働者に医師による面接指導を実施すること。 ② 労働基準法第37条第4項に規定する時刻の間において労働させる回数を1箇月について一定回数以内とすること。 ③ 終業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間を確保すること。 ④ 労働者の勤務状況及びその健康状態に応じて、代償休日又は特別な休暇を付与すること。 ⑤ 労働者の勤務状況及びその健康状態に応じて、健康診断を実施すること。 ⑥ 年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得することを含めてその取得を促進すること。 ⑦ 心とからだの健康問題についての相談窓口を設置すること。 ⑧ 労働者の勤務状況及びその健康状態に配慮し、必要な場合には適切な部署に配置転換をすること。 ⑨ 必要に応じて、産業医等による助言・指導を受け、又は労働者に産業医等による保健指導を受けさせること。 ⑩ その他								（具体的内容） 医師による面接指導、終業から始業までに休息時間の確保		
	上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 （チェックボックスに要チェック）										

協定の成立年月日 令和 7 年 2 月 14 日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称
又は労働者の過半数を代表する者の 職名 リーダー
氏名 西阿達雄

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法 （ 投票 信任投票による選出 ）

○上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。 ☒

○上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であって使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 ☒

令和 7 年 2 月 14 日

使用者 職名 代表取締役
氏名 松岡 敬太

京都市 労働基準監督署長殿

受付
令和 7 年 2 月 14 日
京都市労働基準監督署

時間外労働に関する協定届
休日労働

労働保険番号	都道府261030125760000032 県所掌管轄基幹番号枝番号被一括事業場番号
法人番号	2130001032655

様式第9号の2（第16条第1項関係）

事業の種類		事業の名称			事業の所在地（電話番号）				協定の有効期間			
電気機器具製造業		コーデンシ株式会社 デバイステクノセンター内 株式会社ティーエム・テックス事業所			(〒611-0041) 京都府宇治市横島町十八30番地 コーデンシ株式会社内 (電話番号：075-601-2314)				令和7年3月11日～ 令和8年3月10日			
時間外労働		時間外労働をさせる 必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	延長することができる時間数						
						1日	1箇月(①については45時間まで、 ②については42時間まで)		1年(①については360時間まで、 ②については320時間まで)			
							法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	起算日 (年月日)	令和7年3月11日
											法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)
	① 下記②に該当しない労働者	所定労働時間において、業務が終了 しない場合	電子部品の検査業務	6人	7時間50分	8時間		45時間		360時間		
	② 1年単位の変形労働時間制 により労働する労働者	所定外労働時間において、業務が終了 しない場合	電子部品の製造、加工	15人	8時間30分	8時間		42時間		320時間		
休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由		業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日 (任意)		労働させることができる 法定休日の日数		労働させることができる法定 休日における始業及び終業の時刻			
	①に同じ		電子部品の検査業務	6人	土日祝		53日		0:00-24:00			
	②に同じ		電子部品の製造、加工	15人	別添協定書記載通り		53日		0:00-24:00			
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 ☒ (チェックボックスに要チェック)												

受付
令和7年2月14日
京都南労働基準監督署

時間外労働
休日労働に関する協定届（特別条項）

様式第9号の2（第16条第1項関係）

臨時に限度時間を超えて労働させることができる場合	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	1日 (任意)		1箇月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数。100時間未満に限る。)			1年 (時間外労働のみの時間数。720時間以内に限り。)			
								起算日 (年月日)	令和7年3月11日		
			延長することができる時間数 法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	限度時間を超えて労働させること ができる回数 (8月以内に限る。)	延長することができる時間数 及び休日労働の時間数 法定労働時間を超える時間数と休日 労働の時間数を合算した時間数 (任意)	限度時間を超 えた労働に係 る割増賃金率 (60時間超 50%)	延長することができる時間数 法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	限度時間を超 えた労働に係 る割増賃金率	
所定労働時間において、業務が終了しない場合	電子部品の 検査業務	6人			6回	80時間		25%	720時間		25%
所定労働時間において、業務が終了しない場合	電子部品の 製造、加工	15人			6回	80時間		25%	720時間		25%
限度時間を超えて労働させる場合における手続	通告										
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置	(該当する番号) ① ②	(具体的内容) 労働時間が一定時間を超えた労働者に医師による面接指導を実施すること。 終業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間を確保すること。									
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない。かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超えないこと。 ☒ (チェックボックスに要チェック)											

協定の成立年月日 令和7年 2月 14日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の

職名 リーダー
氏名 西岡達雄

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（ 信任投票による選出

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。☒

(チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、筆手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。☒ (チェックボックスに要チェック)

令和7年 2月 14日

使用者

職名 代表取締役
氏名 松岡 敬大

京都南 労働基準監督署長殿

受付

令和7年2月14日

京都南労働基準監督署

1年単位の変形労働時間制に関する協定届

事業の種類	事業の名称		事業の所在地（電話番号）		常時使用する労働者数			
電気機械器具製造業	コーデンシ株式会社デバイステクノセンター内株式会社 ティーエム・デックス事業所		京都府宇治市槇島町十八30番地 コーデンシ株式会社内 (075-601-2314)		15人			
該当労働者数 (満18歳未満の者)	対象期間及び特定期間（起算日）			対象期間中の各日 及び各週の労働時間 並びに所定休日 については、(別紙) に記載して添付す ること。	対象期間中の1週間の 平均労働時間数	協定の有効期間		
11人 (0人)	対象期間	☐ 期間 令和 年 月 日より			37時間 50分	☐ 期間 令和 年 月 日より		
		☒ 期日 令和 7 年 3 月 11 日～ 令和 8 年 3 月 10 日				☒ 期日 令和 7 年 3 月 11 日～ 令和 8 年 3 月 10 日		
特定期間								
労働時間が最も長い日の労働時間数 (満18歳未満の者)		8時間 30分 (時間 分)		労働時間が最も長い週の労働時間数 (満18歳未満の者)		37時間 50分 (時間 分)	対象期間中の総労働日数	226日
労働時間が48時間を超える週の最長連続週数		0週		対象期間中の最も長い連続労働日数		4日間		
対象期間中の労働時間が48時間を超える週数		0週		特定期間中の最も長い連続労働日数		日間		
旧協定の対象期間		☐ 期間 令和 年 月 日より		旧協定の労働時間が最も長い日の労働時間数		時間 分		
		☐ 期日 令和 年 月 日～ 令和 年 月 日						
旧協定の労働時間が最も長い週の労働時間数		時間 分		旧協定の対象期間中の総労働日数		日		

協定の成立年月日 令和 7 年 2 月 14 日

協定の当事者である労働組合の名称

又は 労働者の過半数を代表する者の
職 名 リーダー
氏 名 西岡 達雄

協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法 (信任投票による選出)

- 上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。 ☒
- 上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 ☒

令和 7 年 2 月 14 日

使用者 職 名 代表取締役
氏 名 松岡 敬太

京都南 労働基準監督署長殿



1年単位の変形労働時間制に関する協定届

事業の種類	事業名	事業の所在地	電話番号	常時使用する労働者数
電気機械器具製造業	コーデンシ(株)デバイステクノセンター内 ㈱ティエーエムテックス事業所	京都府宇治市榎島町十八30番地	(075-601-2314)	15人
該当労働者数 (満18歳未満の者)	対象期間及び特定期間 (起算日)	対象期間中の各日及び各週の 労働時間並びに所定休日	対象期間中の1週間の平均労働時間数	協定の有効期間
11人 (0人)	令和7年3月11日～ 令和8年3月10日	(別紙)	4勤2休 37時間50分	令和7年3月11日～ 令和8年3月10日
労働時間が最も長い日の 労働時間数 (満18歳未満の者)	労働時間が最も長い週の 労働時間数 (満18歳未満の者)	4勤2休 42時間30分	対象期間中の 総労働日数	4勤2休 226日
労働時間が48時間を超える週の最長 連続週数	0週	対象期間中の最も長い連続労働日数	4勤2休 4日間	
対象期間中の労働時間が48時間を超 える週数	0週	特定期間中の最も長い連続労働日数		

旧協定の対象期間	旧協定の労働時間が最も長い日の労働時間数	時間	分
旧協定の労働時間が最も長い週の労働時間数	旧協定の対象期間中の総労働日数		日

協定の成立年月日 令和7年2月14日

協定の当事者である労働組合(事業場の労働者の過半数で組織する労働組合)の名称又は労働者の過半数を代表する者の職名氏名

協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法(信任投票による選出)

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表すること。☒ (チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施された者であつて、使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。☒ (チェックボックスに要チェック)

令和7年2月14日

職名氏名
リーダーク
西岡 達雄

使用者 職名氏名
代表取締役
松岡 敬太

京都南 労働基準監督署長殿

記載

労働基準法第60条第3項第2号の規定に基づき満18歳未満の者に変形労働時間制を適用する場合には、「該当労働者数」、「労働時間が最も長い日の労働時間数」及び「労働時間が最も長い週の労働時間数」の各欄に括弧書きすること。

2 「対象期間及び特定期間」の欄のうち、対象期間については当該変形労働時間制における時間通算の期間の単位を記入し、その起算日を括弧書きすること。

3 「対象期間中の各日及び各週の労働時間並びに所定休日」については、別紙に記載して添付すること。

4 「旧協定」とは、労働基準法施行規則第12条の4第3項に規定するものであること。

協定については、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合と、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者と協定すること。なお、労働者の過半数を代表する者は、労働基準法施行規則第6条の2第1項の規定により、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて、使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。この要件を満たさない場合には、有効な協定とはならないことに留意すること。また、これらの要件を満たしていても、当該要件に係るチェックボックスにチェックがない場合には、提出の形式上の要件に適合していないことに留意すること。

本様式をもつて協定とする場合においても、協定の当事者たる労使双方の合意があることが、協定上明らかとなるような方法により締結するよう留意すること。

令和7年2月14日

京都南労働基準監督署

1 年単位の変形労働時間制に関する労使協定書

株式会社ティーエム・テックス（以下「会社」という）と株式会社ティーエム・テックス
従業員代表（コーデンシ株）デバイステクノセンター内事業所内）西岡達雄（以下「従業員代表」と
いう）は、1 年単位の変形労働時間制に関し、次のとおり協定する。

（勤務時間）

第 1 条 所定労働時間は、1 年単位の変形労働時間制によるものとし、1 年を平均して週 40 時間
を超えないものとする。

1 日の所定労働時間、始業・終業の時刻、休憩時間は次のとおりとする。

勤務体制	昼・夜	所定労働時間	始業時間	終業時間	休憩時間
4 勤 2 休	D	8 時間 30 分	8:00	18:15	10:00~10:15,12:15~13:15,15:15~15:30,17:30~17:45
	N	8 時間 30 分	20:00	6:15	22:00~22:15,00:15~01:15,03:15~03:30,05:30~05:45

（起算日）

第 2 条 変形期間の起算日は、令和 7 年 3 月 11 日とする。

（休 日）

第 3 条 変形期間における休日は、別紙「変形労働時間制 カレンダー」のとおりとする。

（時間外手当）

第 4 条 会社は、第 1 条に定める所定労働時間を超えて労働させた場合は、時間外手当を支払う。

（対象となる従業員の範囲）

第 5 条 本協定による変形労働時間制は、次のいずれかに該当する従業員を除き、全従業員に適
用する。

- （1）18 歳未満の年少者
- （2）妊娠中又は産後 1 年を経過しない女性従業員のうち、本制度の適用免除を申し出た者
- （3）育児や介護を行う従業員、職業訓練又は教育を受ける従業員その他特別の配慮を要する
従業員に該当する者のうち、本制度の適用免除を申し出た者

（特定期間）

第 6 条 特定期間は定めないものとする。

（有効期間）

第 7 条 本協定の有効期間は、起算日から 1 年間とする。

令和 7 年 2 月 14 日

（使 用 者） 株式会社ティーエム・テックス 代表取締役
（従業員代表） 株式会社ティーエム・テックス 従業員代表

松岡 敬太

西岡 達雄

受 付

令和 7 年 2 月 14 日

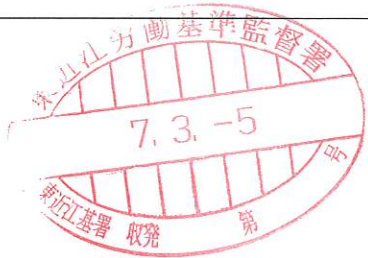
京都南労働基準監督署

時間外労働に関する協定届
休日労働

労働保険番号	25104018440								
	都道府県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号	被一括事業場番号			
法人番号	2130001032655								

様式第9号の2（第16条第1項関係）

事業の種類		事業の名称			事業の所在地（電話番号）				協定の有効期間		
イオン注入装置部材の入出荷検査		日新イオン機器株式会社（株）ティーエム・テックス事業所			(〒528 — 0068) 滋賀県甲賀市水口町ひのきが丘29 (電話番号： 0748－ 65 — 0805)				2025年3月11日から1年間		
時間外労働		時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定労働時間 (1日) (任意)	延長することができる時間数					
						1日	1箇月（①については45時間まで、②については42時間まで）		1年（①については360時間まで、②については320時間まで）		
	法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	法定労働時間を 超える時間数	所定労働時間を 超える時間数 (任意)	起算日 (年月日)	2025年3月11日			
	① 下記②に該当しない労働者	所定労働時間において、業務が終了しない場合、受注の集中、その他突発的な業務の対応	製品検査	30人	8時間		45時間		360時間		
	② 1年単位の変形労働時間制により労働する労働者										
	休日労働	休日労働をさせる必要のある具体的事由		業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	所定休日 (任意)		労働させることができる 法定休日の日数		労働させることができる法定 休日における始業及び終業の時刻	
臨時業務が入った場合		製品検査	14人	土・日（工場カレンダー）		1ヶ月に4回		0：00～24：00			
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 ☒ (チェックボックスに要チェック)											



時間外労働
休日労働に関する協定届（特別条項）

様式第9号の2（第16条第1項関係）

臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合	業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	1日 (任意)		1箇月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数。100時間未満に限る。)			1年 (時間外労働のみの時間数。 720時間以内に限る。)			
								起算日 (年月日)	2025年3月11日		
			延長することができる時間数		延長することができる時間数 及び休日労働の時間数			延長することができる時間数			
			法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	限度時間を超えて労働させることができる回数 (6回以内に限る。)	法定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数	所定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数 (任意)	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数 (任意)	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率
受注の集中・その他突発的な業務の対応	製品検査	30人	8時間		6回	80時間		25%	720時間		25%
限度時間を超えて労働させる場合における手続	労働者代表者への通知										
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置	(該当する番号) ①、⑨	(具体的内容) 対象労働者に対して産業医による面接指導、保健指導を実施。									
上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならない、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 ☒ (チェックボックスに要チェック)											

協定の成立年月日 2025 年 3 月 1 日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の職名 検査員
氏名 鈴木 貴志

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（ 信任投票による選出 ）

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。☒
(チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。☒ (チェックボックスに要チェック)

2025 年 3 月 1 日

東近江 労働基準監督署長殿

使用者 職名 代表取締役
氏名 松岡 敬太



労働基準法第36条に基づく

時間外労働および休日労働に関する協定書

日新イオン機器株式会社内

株式会社ティエム・テックス事業所（以下、甲という）と甲の労働者の代表（以下、乙という）は、労働基準法第36条の規定に基づき、時間外労働および休日労働に関し、次の通り協定する。

第1条（時間制限ならびに事由）

1. この協定の有効期間中における労働基準法32条の労働時間を超える時間外労働の最高限度を1日8時間、1ヶ月45時間、1年360時間とする。

第2条（特別の事情）

1. 前条の時間制限を超える特別の事情が生じ、甲が乙にその旨通知し、乙がその事由を認めた場合、前条の規定にかかわらず、1ヶ月の最高限度を80時間まで、年720時間とし、回数は6回までとする。なお、延長時間が1ヶ月45時間を超えた場合又は1年360時間を超えた場合の割増賃金率は25%とする。
2. 特別の事情とは、一般的な受注の集中・突発的なトラブル対応など一時的な業務の集中をいう。

第3条（休日労働の制限）

甲が労働基準法第35条の休日に労働を命じることができ回数および時間帯は次の通りとする。

1ヶ月につき4回 ・ 0時～24時

第4条（特例措置）

第1条、第2条、第3条の規定にかかわらず、次に掲げる対象労働者に該当する労働者から申し出があった場合は、次に定める時間外労働の制限を行う。

1. 対象労働者

- (1) 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者
- (2) 負傷、疾病または身体上もしくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態にある次のいずれかの者を介護する労働者
 - ①配偶者（内縁関係含む）、父母もしくは子または配偶者の父母
 - ②当該労働者が同居し、かつ扶養している二親等以内の親族

2. 時間外労働の限度

1ヶ月24時間 かつ 1年150時間以内とする。

第5条（適用および管理）

この協定の適用および管理等に関しては、甲と乙で別に定めるところにより行うほか、この協定に定めなき事項は、労働基準法の定めによるものとする。

第6条（有効期間）

この協定の有効期間は、2025年3月11日より2026年3月10日までとする。

2025年3月1日



甲：株式会社ティエム・テックス
代表取締役社長 松岡敬太

乙：労働者代表 鈴木 貴志